

2018 年度  
自 己 点 検 評 価 書

2019 年 6 月  
東京純心大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 日本高等教育評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1 使命・目的等	5
基準 2 学生	13
基準 3 教育課程	30
基準 4 教員・職員	39
基準 5 経営・管理と財務	45
基準 6 内部質保証	52
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	56
キリスト教文化研究センター	56
地域共創センター	57
こども教育実践研究センター	58
看護教育実践研究センター	60

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神・大学の基本理念

本学は、長崎に本部を置く邦人修道会「宗教法人純心聖母会」を設立母体とする学校法人東京純心女子学園が設置しているもので、「キリストの教えに基づいて真善美を探求するために、聖母マリアを理想とすること」を建学の精神としている。同修道会は、日本人最初の司教である早坂久之助師により創立され、シスター江角ヤスが初代会長に任命され、日本各地に教育事業、福祉事業を目的とした関連施設を作り、さらに南米(ブラジル)においても同様の活動を行い社会貢献に尽くしている。「純心」の名の由来は、愛と奉仕の精神に生きた聖母マリアの「けがれのない心“Immaculate Heart”」である。創立当初から聖母マリアにならい、キリストにおいて示された神の愛によって、豊かな情操と高い知性を育み、責任ある愛と奉仕の精神に富む女性を育成することを教育の目的としてきたが、平成 27(2015)年 4 月の看護学部の開設と同時に共学とし、社会に対して幅広く学生を受入れることとなった。

大学の基本理念としては、建学の精神を実現するための教育理念として掲げているように、カトリック的人類愛に根ざした教育理念に基づき、平和的国際社会と地域社会のよき担い手となる「愛に根ざした真の知恵“Sapientia in Caritate Fundata”」を身につけた人材の育成を目指している。そのために以下のとおり、「聖母マリアにならう人格形成」、「真理の探究」、「国際社会にいきる教養の体得」を三本柱として、自己の可能性に挑戦し続け個性豊かな文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献できる人間の教育・育成に取り組んでいる。

#### 「聖母マリアにならう人格形成」

聖母マリアの徳に倣い、きよく、かしこく、やさしく、おごらずに、使命を誠実に全うする人を育てます。どのようなことに出会っても、謙虚にこれを受けとめて、使命を果たした聖母マリアの姿はわたしたちの模範です。狭い価値観や規範にとらわれず、柔軟な寛い心で、他者や共同体のためにはたらくことができる人を育てます。

#### 「真理の探究」

至上の価値である真理には、科学的真理もあれば宗教的真理、哲学的真理、と分野に応じて求めるべきさまざまな真理があります。しかし、至上の価値を求めてたゆまぬ努力を重ねる、探究の姿勢は同一です。永遠の価値を神に求めるカトリックミッション校として、本学の教育は、揺るぎない真理探究の姿勢を涵養し、芯の通った人に育てます。

#### 「国際社会にいきる教養の体得」

国境や人種、思想・信条を超えて人々や事柄を理解し共感をもってかかわるためには、幅広い教養と柔軟な感性が求められています。本学の教養教育および感性教育は、この要求に応えます。

## 2. 使命・目的

使命・目的については、「建学の精神」や「教育理念」を基盤にし、その上に学部・学科ごとの特性を踏まえて構築している。各学部・学科における教育上の使命・目的を明確に示すため、学則第2条及び第4条の2に下記のとおり定めている。

### (本学の目的)

本学は、教育基本法及び学校教育法にのっとり、カトリック的人類愛に根ざした教育理念に基づき、学術の中心として真理を求め、広い知識と深い専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力の展開による人間形成につとめる。平和的国際社会と地域社会のよき担い手として、普遍的かつ個性豊かな文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献し、奉仕し得る人間の育成を目的とする。

### (学部学科の目的)

1. 現代文化学部こども文化学科は、個性豊かな現代文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献し得る人間の育成を目的とし、「こども・からだ・こころ・あそび」にかかわる専門的事項、技能・表現の修得をとおして、高度な専門性、実践力を備えた人材の育成を教育目的とする。
2. 看護学部看護学科は、生命を持つものはかけがえのない存在であると認識し、他者を思いやる心をもつ看護専門職として社会に貢献でき、生涯を通して自己の可能性に挑戦し続けられる人材の育成を目的とする。

## 3. 個性・特色等

本学の教育上の個性・特色は、人格の形成や品格の涵養といった心の教育の基盤の上に、各学部・学科ごとの特性に応じた専門的知識を身につけさせ、社会に貢献する人材となるための「人間教育」である。各学部・学科における教育上の個性・特色については、学生便覧に次のように明示している。

### 1. 現代文化学部

#### (1) こども文化学科

- ・保育現場や教育現場を直接体験するために、実習をはじめ、インターンシップ活動、ボランティア活動、見学などを継続的に実施できる。
- ・学修成果を聖母祭、近隣の保育所、幼稚園、小学校、児童館などで発表したり、こどもたちと交流したりすることのできる機会を設けている。
- ・「純心こどもの国のクリスマス」を学生が主体的に実施し、地域とのつながりを継続している。
- ・こども文化研究会に複数の研究班を設置し、科目の学修を発展させたり、自分の興味・関心を活かしたりしてこどもとの関わり方を深めている。
- ・小学校教員の養成においては、東京都教育委員会の実施する「東京教師養成塾」や、神奈川県・横浜市・相模原市教育委員会の実施する「教員養成塾」と積極的に連携している。また、関東や関西の各教育委員会の実施する教員採用の大学推薦枠制度も活用し、受験機会を広げている。

## 2 看護学部

### (1) 看護学科

- ・看護専門職となるために基盤となるひとりの人間としての成長を支える科目により「基礎」の科目群を構成し、教養教育を充実させている。
- ・看護専門職として必要な専門的知識と技術及び態度を養う科目により「専門」の科目群を構成し、責任を自覚し、社会に貢献できる人材の育成をめざしている。
- ・「専門」の科目群では、保健・医療・福祉の専門知識及び看護学の専門的知識・技術を教授するため、さらに「看護の基礎」「看護の実践」「看護の発展」の三つの科目群で構成し、基礎・基本から応用へと段階的に学修できる様に、科目の配置を工夫している。
- ・科目間の関連を学習者が理解でき、科目の内容を有機的に結びつけて学習できるように、科目の開講時期を配慮し、同系統の科目について講義・演習・実習の順序で配置している。
- ・実習科目を初期段階から配し、看護学へのモチベーションが高まるように4年間バランスよく配置している。

## II. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

昭和 38 (1963) 年	学校法人 東京純心女子学園創立
昭和 39 (1964) 年	東京純心女子高等学校 (全日制普通科) 開校
昭和 42 (1967) 年	東京純心女子短期大学 (音楽科、生活芸術科) 開学
昭和 46 (1971) 年	短期大学音楽科・生活芸術科に専攻科設置
昭和 48 (1973) 年	生活芸術科を美術科に学科名変更
昭和 61 (1986) 年	東京純心女子中学校開校
平成元 (1989) 年	短期大学に英語科増設
平成 4 (1992) 年	専攻科美術専攻 学位授与機構による認定
平成 5 (1993) 年	専攻科音楽専攻 学位授与機構による認定
平成 8 (1996) 年	東京純心女子大学 現代文化学部 (英米文化学科・芸術文化学科) 開学
平成 16 (2004) 年	現代文化学部英米文化学科を現代英語学科に学科名変更 現代文化学部にこども文化学科増設
平成 20 (2008) 年	現代文化学部現代英語学科を国際教養学科に学科名変更
平成 22 (2010) 年	現代文化学部芸術文化学科 募集停止
平成 27 (2015) 年	現代文化学部国際教養学科 募集停止 東京純心大学に名称変更 (共学化) 看護学部看護学科 開設

### 2. 本学の現況

・大学名 東京純心大学 ・所在地 東京都八王子市滝山町 2 丁目 600 番地

・学部学科構成

現代文化学部・こども文化学科

看護学部・看護学科

・学生数 (2018 年 5 月 1 日現在)

区 分	入学定員	収容定員	在籍者数	充足率
現代文化学部	60	240	135	56.25%
看護学部	60	240	214	89.17%
合計	120	480	349	72.70%

・教員数 (2018 年 5 月 1 日現在)

区 分	専任教員	兼任教員
現代文化学部	15	11
看護学部	23	44

・職員数 (2018 年 5 月 1 日現在)

区 分	職員数
専任職員	16
非常勤職員	7

### Ⅲ. 日本高等教育評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の設定

###### 《1-1 の視点》

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

###### 1-1-③ 個性・特色の明示

###### 1-1-④ 変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

「基準 1-1 を満たしている」

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 1-1-①意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的は、聖母マリアにならいキリストにおいて示された神の愛によって、豊かな情操と高い知性を育み、責任ある奉仕の精神に富む人材を育成することであり、「建学の精神」及び「教育理念」という基盤の上に、学部・学科ごとに以下のとおり定めている。また、これらはいずれも学則第 2 条及び第 4 条の 2 に具体的に明示している。

###### (本学の目的)

本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、カトリック的人類愛に根ざした教育理念に基づき、学術の中心として真理を求め、広い知識と深い専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力の展開による人間形成につとめる。平和的国際社会と地域社会のよき担い手として、普遍的かつ個性豊かな文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献し、奉仕し得る人間の育成を目的とする。

###### (学部学科の目的)

1. 現代文化学部こども文化学科は、個性豊かな現代文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献し得る人間の育成を目的とし、「こども・からだ・こころ・あそび」にかかわる専門的事項、技能・表現の習得をとおして、高度な専門性、実践力を備えた人材の育成を教育目的とする。
2. 看護学部看護学科は、生命を持つものはかけがえのない存在であると認識し、他者を思いやる心をもつ看護専門職として社会に貢献でき、生涯を通して自己の可能性に挑戦し続けられる人材の育成を目的とする。

###### 1-1-②簡潔な文章化

本学の使命・目的等については、学則に明確かつ簡潔に文章化されている。また、学生便覧、大学ホームページ及び大学案内など、様々な媒体をとおして、教職員・学生及びステークホルダーに周知されている。



#### 1-1-③個性・特色の明示

本学では、現代文化学部こども文化学科及び看護学部看護学科の2学部2学科を設置しており、全学及び学部・学科における個性・特色は、それぞれの使命・目的に従い学生便覧や大学案内等に一貫性をもって明示している。

さらに、大学案内においては「純心教育の魅力」と題し、こども文化学科は、「学生一人ひとりの個性を見極め、社会貢献できる人材を手厚く育成」、看護学科は、「他者を思いやる豊かな心と可能性に挑戦し続ける看護者を養成」をメインテーマにあげ、それぞれ特色ある複数の科目を取り上げて具体的に明示し、本学への進学希望者やその保護者等のステークホルダーに対し情報提供している。

#### 1-1-④変化への対応

我が国は、急速な少子高齢化により18歳人口は2030年には約100万人、さらに2040年には約80万まで減少すると国が推計している。一方で、高等教育を担う大学は約780校も設置されている。

本学では、18歳人口の減少や国の動向を踏まえ、平成27(2015)年4月より共学化を図ると共に看護学部を設置し、大学名を東京純心女子大学から東京純心大学と改名し、新たにスタートした。これに伴い、学則第2条(目的)に定める条文の中に「人類の福祉に貢献し」を付け加えるとともに、「女性の育成」を「人間の育成」に改めるなどの対応をしている。

#### (3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)

本学の教育理念は、「愛に根ざした真の知恵“Sapientia in Caritate Fundata”」と端的に表され、大学教育の目的であり、真理の探究として普遍のものではあるが、「真の知恵」には時代や社会の変化を的確に捉えるという意味も含まれている。キリスト教的愛に根ざした真の知恵で教育に力を入れていくことはもとより、社会の変化や要請に応じて高等教育機関としての責任を果たしていく。

また、学生の教育・育成はもちろんのこと、今後は看護師や保育士の不足や急速な高齢化などの社会情勢及び地域の課題を的確に捉え、医療施設、介護施設、保育所、児童館、公共図書館等との連携を十分にとり、地域貢献事業を通じて本学の使命・目的を果たしつつ、教育理念等の研究を進め、簡潔にわかりやすく、使命と目的を社会に周知していく。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の反映

### ≪1-2の視点≫

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-2の自己判定

「基準 1-2 を満たしている」

#### (2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-2-①役員、教職員の理解と支持

本学園の理事会を構成する理事は、寄附行為第 6 条により選任され、次の 7 人の構成となっている。

（理事の選任）

1. 宗教法人純心聖母会から選任された同会会員 2 人
2. 東京純心大学長
3. 東京純心女子高等学校長
4. 評議員のうちから理事会において選任した者 1 人
5. この法人に関係ある学識経験者及び功労者のうち理事会において選任した 2 人

本学の使命・目的を定めている学則の制定・改正は、寄附行為第 19 条により評議員会の意見を聞く諮問事項であり、役員理解と支持のもとで可能となる。さらに、教職員の代表者等を含めた 15 人の評議員会にあらかじめ意見を聞かなければならないこととなっている。

また、大学（教学部門）の長である学長は、法人の理事でもあり経営面を総理する理事長及び理事会と常に連絡・調整しながら、教学面の運営体制を整備している。

東京純心大学内においては、学則第 8 条に大学運営協議会、第 9 条に教授会、第 10 条に学部の設置を定め、運用している。

大学運営協議会は学長、副学長、学長補佐、学部長、学科長、図書館長、教養教育室長、事務局長（事務部長）、事務局次長、企画調整課長、学務課長、図書課長、IR 推進室長、その他学長が特に必要とする者、による教職協働体制で、教職員の意見・提案を柔軟に汲み上げながら民主的な運営により、学則第 8 条の(1)教育理念の具現化、(2)教育研究の将来構想の審議、(3)大学運営に関する重要事項の審議等を行っている。

教授会は、学則第 9 条において教育研究に関する重要事項について、学長の求めに応じて意見を述べることとなっている。

学部会は、学則第 10 条において学部の教育研究に関する事項について、学部決定を行うに当たり学部長に対して意見を述べるものとし、また学部長の求めに応じて意見を述べるができるものとしている。これらの諸会議を通じて、使命・目的、教育目的は、役員及び教職員に理解され支持されている。

### 1-2-②学内外への周知

理事会・大学運営協議会及び教授会等で意思決定された事項については、学部会、学科会及び職員会議を通じて全教職員に周知される。使命・目的、教育目的についても同様に周知・共有されている。さらに、学内ネットワークに規程集フォルダを作成し全規程をPDF化し、全教職員がいつでも最新の規程を確認できるようにしている。

学外に対しては、大学案内、大学ホームページ、大学発行の広報誌等を中心に広く周知に努めており、また同窓生に対しては、大学同窓会会報誌「Kunugi」を活用し、周知するなど、多くのステークホルダーに対して広く周知される仕組みが構築されている。

### 1-2-③中長期的な計画への反映

本学は、使命・目的及び教育の目的を達成するため、平成 27 (2015) 年度に中長期計画を策定し、その計画に沿って着実に事業を進めている。しかし、昨今の厳しい財政状況や私学を取巻く環境の変化に対応するため計画を随時見直すなど柔軟に行動している。

### 1-2-④三つのポリシーへの反映

本学は、学則第 2 条に目的を規定し、そこに教育理念や育成すべき人物像を明確にしている。それらを踏まえて、使命・目的及び教育目的をアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの三つのポリシーへ十分に反映させている。

#### 大学の三つのポリシー

##### 【アドミッション・ポリシー】

本学の建学の精神と教育理念に共感し、高等学校の学習内容を習得できている次のような人を受け入れます。

1. 東京純心大学における感性教育に関心をもつ人
2. 人に関心をもち、一人ひとりの人間を尊重できる人
3. 自らの目標に向かって、主体的に取り組む事ができる人

##### 【ディプロマ・ポリシー】

本学の教育理念である「愛に根ざした真の知恵」を基盤とした次の内容を身につけ、社会平和のために貢献する実践力をもち、所定の単位を修めた者に卒業を認定し、学位を授与します。

1. 豊かな知性と感性を身につけている
2. 自分と他者を理解・尊重して対人関係を形成して協力・協働できる
3. 自ら学ぶ力と態度をもち、自己の可能性に挑戦できる

##### 【カリキュラム・ポリシー】

ディプロマ・ポリシーを達成するために、次の内容を重視したカリキュラムを編成し、実践的・体験的学修を通じて実践力を身につけます。

1. 地域の自然や文化などの本学の特色を活かし、豊かな知性と感性の育成
2. コミュニケーション能力と専門的知識・技術・技能の修得
3. 自ら学ぶ力の育成

また、学則第4条の2には、現代文化学部こども文化学科及び看護部看護学科の目的を規定し、それを踏まえて、三つのポリシーをそれぞれ定めている。

### 現代文化学部こども文化学科

#### 【アドミッション・ポリシー】

現代文化学部こども文化学科では、建学の精神と教育理念を理解し、人間発達と人間社会の原点である〈こども〉とこどもをとりまく文化全般である〈こども文化〉を探求しようとする人、保育・教育に関する専門的な知識と技能を習得して地域社会で活かそうとする人、具体的には、次の適性、能力等を有する人を受入れます。

1. あらゆるものごとに対して真摯に向き合い、他者とのコミュニケーションにおいて誠実な人。そのための基礎的な日本語力と文章表現能力を身につけている人。
2. 心身ともに健康で、奉仕の心とそれを実現する体力を持ち、協働・参画・実践する人。自己研鑽にたゆまぬ努力をする人。
3. こどものこころや遊びに共感し、それらを探求することを通して専門的な知識と技能を身につけようとする人。

#### 【ディプロマ・ポリシー】

本学の建学の精神と教育理念に基づき「愛に根ざした真の知恵」を身につけた国際社会、地域社会の善き担い手を育成します。こども文化学科の教育課程を履修して所定の単位を修め、次の能力を備えた者に卒業を認定し、学士（こども文化学）の学位を授与します。

1. 「こども・からだ・こころ・あそび」の四つのキーワードからのアプローチを学修し、現代社会の中で主体的に判断し表現できる資質を備える。
2. こども文化の研究を通して研鑽した豊かな感性と人格の陶冶をもって、世界の平和のために協働できる。
3. こども文化全般への広い視野と深い認識をもち、保育・教育に関する豊かな専門的知識と技能を習得し、こどもの「育ち」に資する事ができる。

#### 【カリキュラム・ポリシー】

建学の精神と教育理念を踏まえ、人間発達と人間社会の原点である〈こども〉とこどもをとりまく文化全般である〈こども文化〉を探求し、こどもとこどもの心を持ったすべての人が生きる現代社会に貢献できるよう、「こども、からだ、こころ、あそび」の四つのキーワードを基盤に教育課程を編成しています。

1. 感性教育の伝統を基に〈表現系科目〉を重視する
2. 人間教育の伝統を基にした〈実践型科目〉により主体的な学修を重視する
3. 現代社会に貢献できる人材育成のために〈資格課程〉を備える

## 看護学部看護学科

### 【アドミッション・ポリシー】

建学の精神と教育理念に共感し、科学的思考力及び課題解決能力を持ち、さらに次の適性、能力を有する人を受入れます。

1. 人間及び健康への支援に関心が高い人
2. 他の人と協力して物事に取り組むことができる人

### 【ディプロマ・ポリシー】

本学の教育理念である「愛に根ざした真の知恵」を基盤とし、教育目標のもと、看護学科の教育課程を履修して所定の単位を修め、これらの能力を備えた者に卒業を認定し、学士（看護学）の学位を授与します。

1. 豊かな人間性と倫理観をもとに、人間の尊厳と権利を養護する態度を身につけている。
2. 自己理解・自己受容をもとに、自己を活用した対人支援力を身につけている。
3. 看護を必要としている人々に、的確な看護判断のもとで確実に実践できる基礎的能力を身につけている。
4. 地域社会の包括ヘルスケアシステムの一員として、人々の健康生活に貢献する基礎的能力を身につけている。
5. 看護専門職として自らの価値観を形成し、成長し続けられるための基礎を身につけている。

### 【カリキュラム・ポリシー】

建学の精神と教育理念を踏まえて、次のような科目群で構成し教育課程を編成しています。ひとりの人間としての成長を支える「基礎」の科目群と、専門分野の基本的な知識・技術を修得する「専門」の科目群とにより編成しています。さらに「専門」の科目群は、「看護の基礎」「看護の実践」「看護の発展」の3つの構成により、基礎・基本から応用へと段階的に学修し、あらゆる健康レベルに対応できる人材を育成する科目を配置しています。また、全科目を通じて、感性を養うための教授法の工夫を行っています。

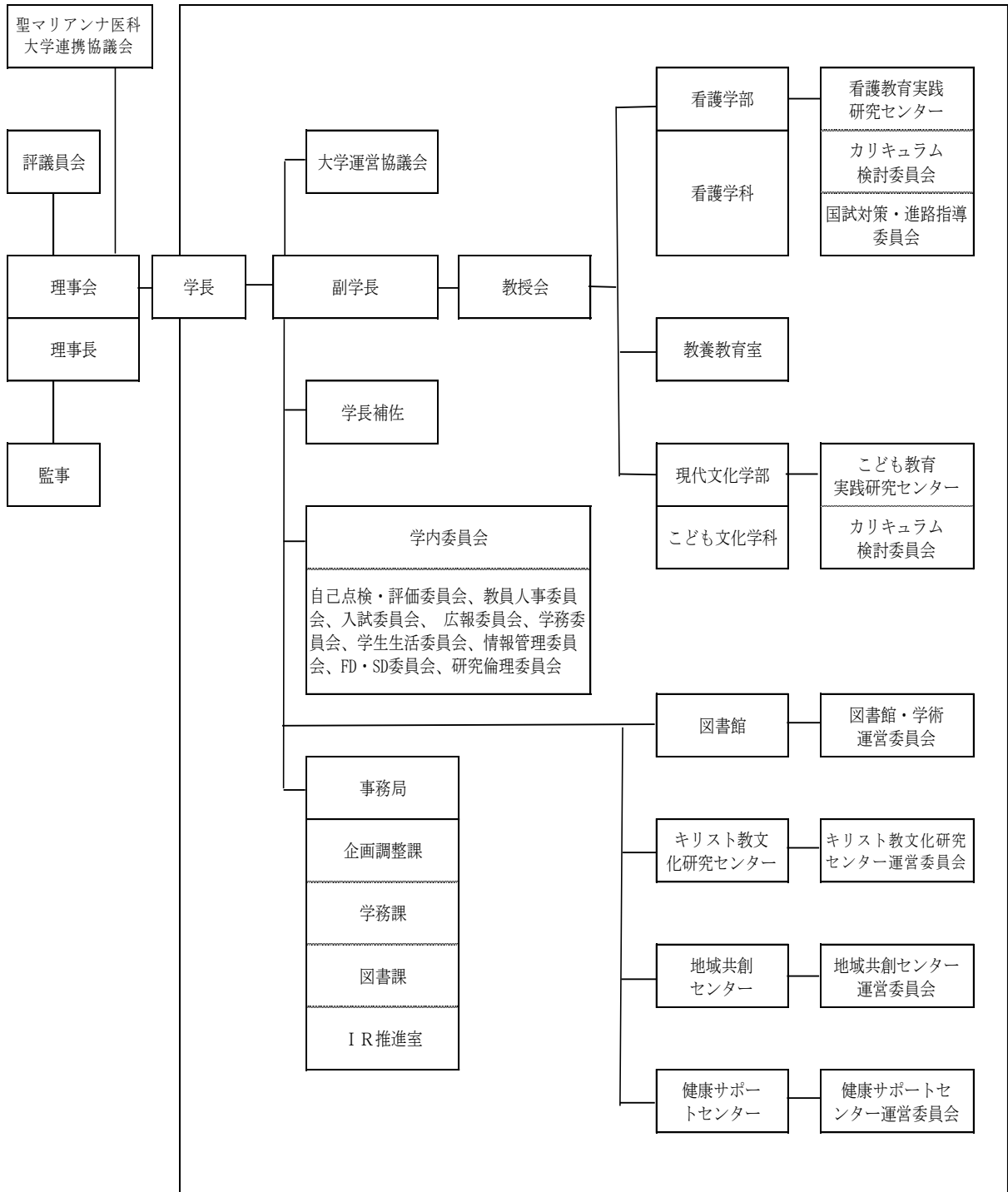
### 1-2-⑤教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、学則第4条から第11条に基づき、学部・学科、図書館、研究センター、教養教育室等を設置し、それぞれに必要な教職員を配置し適切な運営をしている。また、運営組織規程において、学長、副学長、学長補佐及び各組織の長についての役割や組織構成とその整合性を明確にしている。

本学の教育研究組織は、機能的かつ有機的に組織されており、学長のリーダーシップが十分に発揮できる体制となっている。

東京純心大学運営組織図 (2018年5月1日現在)

東京純心大学 運営組織図



### (3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目標については、全学的に理解と支持が得られているが、さらに理解を深めるため新任教職員研修、FD(Faculty Development)研修、SD(Staff Development)研修等において頻回に確認し浸透させている。

また、受験生やその保護者、またステークホルダーに対しては、大学案内、発行機関誌やホームページ等を有効活用し、使命・目的及び教育目的に関連する情報をより見やすくレイアウトするなど、周知方法に改善を図る。

本学の使命・目的及び教育目的と教育研究組織の整合性については、中長期計画に使命・目的及び教育目的が反映されていることを常に検証しながら、軌道修正し、社会情勢等の変化に的確に対応しつつ、教養教育の充実と専門教育の特色の進展を両輪として、学士課程教育の質的向上を図るよう教育研究組織を検証していく。

#### **【基準1の自己評価】**

「建学の精神」・「教育理念」を踏まえた大学及び学部・学科の使命・目的は、学則に定められ、具体的かつ明確に示されている。さらには、本学の個性・特色も十分に反映されおり、法令にも適合している。

教育理念として「愛に根ざした真の知恵」を掲げ、開学以来、聖母マリアのすぐれた生き方を教育の理想とした学園創立者シスター江角ヤスの教育の精神に基づき、具体的な学園標語として「マリアさま、いやなことは、私がよろこんで」を定め、教職員はもとより学生にも浸透している。

また、「建学の精神」や「教育理念」及び使命・目的等の根底には、「愛と奉仕」の精神が脈々と受け継がれている。今もなお、その基盤はゆるぐことなく、明確、簡潔で整合性が担保されている。

以上のとおり、「基準1」におけるすべての「基準項目」について、自己点検・評価を行った結果、「基準1」を満たしている。

## 基準 2. 学生

### 2-1 学生の受入れ

#### 《2-1 の視点》

2-1-①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### (1) 2-1 の自己判定

「基準 2-1 を満たしている」

#### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 2-1-①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

アドミッション・ポリシーについては、教育目的を踏まえて策定し、その周知は大学案内や大学ホームページ、学生募集要項、学生便覧、大学ポートレートに明示している。

本学の教育目的及びアドミッション・ポリシーは、次に示すとおりである。

#### （教育目的）

使命・目的については、「建学の精神」や「教育理念」を基盤にし、その上に学部・学科ごとの特性を踏まえて構築している。各学部・学科における教育上の使命・目的を明確に示すため、学則第 2 条及び第 4 条の 2 に以下のとおり定めている。

#### （大学の目的）

本学は、教育基本法及び学校教育法にのっとり、カトリック的人類愛に根ざした教育理念に基づき、学術の中心として真理を求め、広い知識と深い専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力の展開による人間形成につとめる。平和的国際社会と地域社会のよき担い手として、普遍的かつ個性豊かな文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献し、奉仕し得る人間の育成を目的とする。

#### （学部学科の目的）

現代文化学部こども文化学科は、個性豊かな現代文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献し得る人間の育成を目的とし、「こども・からだ・こころ・あそび」にかかわる専門的事項、技能・表現の修得をとおして、高度な専門性、実践力を備えた人材の育成を教育目的とする。

看護学部看護学科は、生命を持つものはかけがえのない存在であると認識し、他者を思いやる心をもつ看護専門職として社会に貢献でき、生涯を通して自己の可能性に挑戦し続けられる人材の育成を目的とする。

#### 〈アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）〉

##### 【大学】

本学の建学の精神と教育理念に共感し、高等学校の学習内容を修得できている次のような人を受入れます。

1. 東京純心大学における感性教育に関心をもつ人
2. 人に関心をもち、一人ひとりの人間を尊重できる人



3. 自らの目標に向かって、主体的に取り組むことができる人

**【現代文化学部こども文化学科】**

〈こども文化〉を探究しようとする人、保育・教育に関する専門的な知識と技能を習得して地域社会で生かそうとする人、具体的には、次の適性、能力等を有する人を受入れます。

1. あらゆるものごとに対して真摯に向き合い、他者とのコミュニケーションにおいて誠実な人。そのための基礎的な日本語力と文章表現能力を身につけている人
2. 心身ともに健康で、奉仕の心とそれを実現する体力を持ち、協働・参画・実践する人。自己研鑽にたゆまぬ努力をする人
3. こどものこころやあそびに共感し、それらを探究することを通して専門的な知識と技能を身に付けようとする人

**【看護学部看護学科】**

建学の精神と教育理念に共感し、科学的思考力及び課題解決能力を持ち、さらに次の適性、能力を有する人を受入れます。

1. 人間及び健康への支援に関心が高い人
2. 他の人と協力して物事に取り組むことができる人

**2-1-②アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証**

本学は、アドミSSION・ポリシーに沿った入学者を受入れるため、「学生募集要項」には、入学試験の内容のほか、アドミSSION・ポリシーを記載し、本学が求める人物像を明示している。入学試験は、入学者選抜実施規程に基づき、学長を入試本部長とする入学試験実施本部を設置し、厳正に実施している。その実施にあたっては、入学者選抜に関するマニュアルに準じ、各学部会、教授会の議を経て適正かつ公正に合否判定をしている。

また、入試問題はアドミSSION・ポリシーを理解している大学教員及び学園内部で作成し、入試委員会によるチェックと外部機関の第三者からのチェックも受けることにより、出題ミス防止や出題意図の明確化等を十分に確認し、入試問題の適切性を高めている。さらには、受験生には学力の3要素を十分に発揮させられる様に多様な入学試験方法を複数回実施し、加えて多様な背景を持つ受験生へ配慮した入学試験方法も導入している。

本学のアドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れについて、看護学部看護学科では、推薦入試においては「集団面接」「個別面接」、一般入試においては「集団面接」などで確認をし、現代文化学部こども文化学科は、アドミSSION・オフィス入試においては「エントリーシートに基づく面接」、推薦入試及び一般入試については「面接」などで確認をしている。入試委員会においては、その実施に対しての運営方法等について振り返り、必要に応じて改善するなど対策し、次回へと活かしている。

**〈アドミSSIONズ・オフィス入試(A0入試)〉**

A0入試は、現代文化学部こども文化学科において4回実施しており、試験内容は、記述力考査と表現力考査及び面接を課している。試験内容は、アドミSSION・ポリシー

に基づき、表現力考査では、ピアノ表現、造形表現、言語表現、身体表現の中から、受験生が得意とするものを選択させ、記述考査では、事前にタイトルを学生募集要項で告知し、表現力考査との関係性に触れさせている。これら試験とエントリーシートに基づく面接で受験生を多面的、総合的に合否の判定をしている。

【入試区分（A0入試）出願者・受験者・合格者・入学者（単位：名）】

学部名	区分	2019年度入試	2018年度入試	2017年度入試	2016年度入試	2015年度入試
現代文化 学部	出願者	3	8	17	20	20
	受験者	3	7	16	20	20
	合格者	3	6	15	17	20
	入学者	3	6	15	17	20

〈推薦入試〉

推薦入試は、指定校推薦・公募推薦の2つの区分があり、各学部共に2回実施している。本学が定める学業成績（評定平均値）を満たし、かつ当該学生が在籍している学校長からの推薦を受けた受験生に面接などを課し、多面的・総合的に合否を判定している。

【入試区分（推薦入試）出願者・受験者・合格者・入学者（単位：名）】

学部名	区分	2019年度入試	2018年度入試	2017年度入試	2016年度入試	2015年度入試
現代文化 学部	出願者	9	11	10	13	23
	受験者	9	11	10	13	23
	合格者	9	11	10	13	23
	入学者	9	11	10	13	23
看護学部	出願者	21	15	12	5	16
	受験者	21	15	12	5	15
	合格者	20	15	11	2	13
	入学者	16	15	11	2	13
合計	出願者	30	26	22	18	39
	受験者	30	26	22	18	38
	合格者	29	26	21	15	36
	入学者	25	26	21	15	36

〈一般入試〉

一般入試は、多くの受験生に対して受験機会を与える目的で3回実施している。現代文化学部の試験科目は、国語または英語、作文及び面接で、看護学部は国語、英語及び選択科目（数学・理科（化学基礎）・理科（生物基礎））の中から1つ選択し、かつ集団面接を課し、それらを総合的に判断し合否を判定している。また、看護学部には「特待生制度」を設け、一般入試（1回目）において成績上位3名に対して、授業料及び教育充実費の全学免除または半額免除とするなど、成績優秀な学生確保につながるよう努めている。

【入試区分（一般入試）出願者・受験者・合格者・入学者（単位：名）】

学部名	区分	2019年度入試	2018年度入試	2017年度入試	2016年度入試	2015年度入試
現代文化 学部	出願者	13	15	20	19	20
	受験者	10	13	19	15	19
	合格者	10	13	19	14	16
	入学者	8	6	6	3	6
看護学部	出願者	126	145	137	111	111
	受験者	114	135	123	96	97
	合格者	100	119	104	78	71
	入学者	46	59	60	21	41
合計	出願者	139	160	157	130	131
	受験者	124	148	142	111	116
	合格者	110	132	123	92	87
	入学者	54	65	66	24	47

〈大学入試センター試験利用入試〉

大学入試センター試験利用入試は、現代文化学部こども文化学科で2回実施され、大学入試センター試験の成績及び出願書類をもとに総合的に合否を判定している。

【入試区分（センター試験利用入試）出願者・受験者・合格者・入学者（単位：名）】

学部名	区分	2019年度入試	2018年度入試	2017年度入試	2016年度入試	2015年度入試
現代文化 学部	出願者	3	10	4	6	5
	受験者	3	10	4	6	5
	合格者	3	9	3	5	4
	入学者	0	1	0	3	2

〈特別奨学生入試〉

特別奨学生入試は、現代文化学部こども文化学科において、東京純心大学特別奨学生取扱要綱に基づき2回実施している。本入試は「建学の精神」及び「教育理念」等を十分に理解し、本学での教育を強く望み、かつ人物及び学業成績が優秀であるが、経済的理由により進学を躊躇している受験生に対して入学後学納金の一部を免除し有為な人材を育成することを目的としている。試験内容としては、英語・作文・面接を課して多面的・総合的に合否を判定している。

【入試区分（特別奨学生入試）出願者・受験者・合格者・入学者（単位：名）】

学部名	区分	2019年度入試	2018年度入試	2017年度入試	2016年度入試	2015年度入試
現代文化 学部	出願者	0	1	0	1	0
	受験者	0	1	0	1	0
	合格者	0	1	0	1	0
	入学者	0	1	0	0	0

### 〈特別入試〉

特別入試は、現代文化学部こども文化学科において、多様な背景を持つ受験生を受入れることを目的に実施している。外国人留学生・社会人・海外帰国生徒の3つの区分があり、作文と面接を課して総合的に合否を判定している。

【入試区分（特別入試）出願者・受験者・合格者・入学者（単位：名）】

学部名	区分	2019年度入試	2018年度入試	2017年度入試	2016年度入試	2015年度入試
現代文化 学部	出願者	1	0	0	1	0
	受験者	1	0	0	1	0
	合格者	0	0	0	1	0
	入学者	0	0	0	1	0

### 〈入学前プログラム〉

本学では、入学後の学習にスムーズに入れるよう「入学前学習プログラム」を両学部で用意している。

現代文化学部こども文化学科では、入学予定者（一般入試合格者除く希望者）に対して、「ピアノレッスン（個人レッスン）」「言語の学習（大学における文章の読み取りと作成の初歩）」「絵本の紹介（推奨する絵本・こども文化関連書籍の紹介）」を、看護学部看護学科では、推薦入試による入学予定者について、「数学・生物・化学の問題集の提出」を実施した。

#### 2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の入学定員、入学者数及び入学定員充足率は、下表のとおりである。依然として、大学としての入学定員(120名)を満たしていないが、看護学部については、平成29(2017)年度より充足しているなどの明るい兆しもある。なお、看護学部が入学定員(60名)を超えての入学者を確保している背景としては、学部設置後の2年間(平成27(2015)・28(2016)年度)は入学定員を満たせずにいたためである。

なお、大学設置基準の規定では、学生定員に対する在籍学生数の割合(「定員充足率」)を1.0とすることが原則として求められている。また、入学定員充足率に関しては、日本私立学校振興・共済事業団より交付されている私立大学等経常費補助金の算定基準では、本学の規模であると1.3倍以上の入学者を受入れると不交付基準に抵触する。それらについて、本学は抵触しておらず、厳格に対処している。

一方で、現代文化学部の厳しい状況は続いており、大学の安定した運営を揺るがしかねず、また看護学部の平成29年度の設置履行状況等調査においても「同一設置者が設置する既設学部等(現代文化学部こども文化学科)の定員充足率の平均が0.7倍未満となっていることから、学生確保に努めるとともに、入学定員の見直しについて検討すること」と改善意見が附されている。

大学全体が厳しい状況であることは全教職員が共通認識しており、出願者数を増やすために以下の様々な取組みをするなど広報委員会を中心に入試広報活動を進めている。

【入学定員・入学者数・充足率（単位：名）】

学部名	区分	2019年度入試	2018年度入試	2017年度入試	2016年度入試	2015年度入試
現代文化 学部	入学定員	60	60	60	60	60
	入学者数	20	25	31	37	51
	充足率	33%	42%	51%	61%	85%
看護学部	入学定員	60	60	60	60	60
	入学者数	62	74	71	23	54
	充足率	103%	123%	118%	38%	90%
合計	入学定員	120	120	120	120	120
	入学者数	82	99	102	60	105
	充足率	68%	83%	85%	50%	87%

① 高校訪問及び高校生対象の学外ガイダンス参加

高校訪問については、学生募集支援業務委託業者を中心に、主に出願があった高校を中心に訪問し、訪問数は134校、高校生対象の学外ガイダンスは18件実施した。地域は八王子市、多摩地域、東京23区内、神奈川県、埼玉県、山梨県である。昨年度より訪問数は減っているが、これは訪問の方針を「広く本学を周知」することから「重点校への広報と情報収集」を軸にしたことが理由である。限られた予算の中で参加することから、ガイダンスも重点校からの依頼を積極的に受けることとした。

② オープンキャンパスの工夫

オープンキャンパスは、実施回数の見直し及び内容を工夫して、より多くの受験生等の参加を促している。

平成30年3月に実施したオープンキャンパスからは、現代文化学部こども文化学科と看護学部看護学科のコラボレーション企画を立ち上げるなど、両学科の魅力を発信している。

また、在学生からなる「学生サポーター」制度を導入し、来場者の案内や対応をさせることにより、受験生にとって入学後の自分を想像しやすくさせることや、学生サポーターになった学生の大学に対する意識の変化を促すなど教育的な効果も発揮している。主な取組として、看護学部では「ミニレクチャー&看護体験」「在学生との交流」「キャンパスツアー」を、現代文化学部では、「在学生によるキャンパスライフ紹介」「在学生との交流」「キャンパスツアー」を実施した。特に「在学生によるキャンパスライフ紹介」は各行事や授業の紹介及び模擬保育を実演し、大学ライフの具体的なイメージにつながっている。オープンキャンパス等で来校した受験生の両学部とも3分の1程度が出願している。

なお、来場者アンケートでは学生サポーターの印象や対応については、概ね良好な結果となっているため、次年度以降もオープンキャンパスへ動員するなど、今年度と同様の取組みを実施する。

	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度	2014年度
--	--------	--------	--------	--------	--------

現代文化学部	96	157	91	155	125
看護学部	203	216	149	132	147
計	316	373	240	287	272

【オープンキャンパス来場者延人数推移（単位：名）】

### ③ 大学ホームページのリニューアル

平成30年6月に大学ホームページをスマートフォン対応や対象者別にカテゴリを分けて表示するなど、閲覧者への利便性を第一に考えリニューアルした。従前と比較すると、スマートフォン画面では受験生への情報が上部に表示され、最新のニュースやイベントを閲覧しやすくしている。

また、オープンキャンパス来場者アンケートでは、大学ホームページでオープンキャンパスを知ることが最も多かったことから、受験生へのニュースの発信、更新は非常に重要であると考えている。

### ④ 併設高校への募集活動

学園内の併設高校である東京純心女子高等学校が定期的開催する保護者会で、大学案内・学生募集要項を配付し、併せて学部の特徴や学園内入試制度の案内をしている。

また、東京純心女子中学・高等学校文化祭開催に併せて、大学入試相談会を実施し学園内進学を進め、併設高校からの受験者の掘り起こしと、併設高等学校との連携を深化させていく。

【東京純心女子高等学校からの志願者数推移（単位：名）】

	2019年度入試	2018年度入試	2017年度入試	2016年度入試	2015年度入試
現代文化学部	2	1	0	0	0
看護学部	4	10	1	1	3
計	6	11	1	1	3

注：各年度の数字は、各入試区分の内数とする。

### (3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

大学及び学部・学科の強みや特色を以下のとおり再確認し、学内での認識の共有を図るとともに、以下の特色を前面に押し出して重点的に広報していく。

#### 【大学の強み・特色】

・カトリック的人間教育、感性教育、少人数教育、自然を活かした教育が可能である。

#### 【現代文化学部こども文化学科の強み・特色】

・こども文化を学修し、教員や保育士の資格を有する人材の育成が可能である。

・資格取得率と就職率の高さ、絵本講座やピアノ、リトミックが充実している。

・看護学科とコラボレーションして応急処置など看護の知識・技術をもつ人を育てることが可能である。

### 【看護学部看護学科の強み・特色】

- ・地域医療（八王子）から高度医療（聖マリアンナ医科大学病院）までを学ぶことが可能である。
- ・地域に根づいた地域包括ケア（高齢者、精神、在宅）を学ぶことや、こども文化学科の資源を活用した教育が可能である。

その取組みとして、本学のアドミッション・ポリシーの周知及び理解度の向上を図るため、大学ホームページや大学案内、学生募集要項等に丁寧に記載し、オープンキャンパスの個別相談や学外相談会時では、受験者等に分かりやすい説明を心がけていく。

また、入学定員の確保が本学の大きな課題の一つであるため、大学広報活動とりわけ入試広報活動は重要である。特に現代文化学部の入学定員（60名）は、その充足率が年々非常に厳しい状況となっているため、上記の強みを最大限アピールして出願者を増やす努力をしている。一方、看護学部については、ここ2年間は入学定員（60名）を超えて受入れており、少しずつではあるが認知度が上がってきていることを実感できるが、引き続き、知名度及び認知度を上げ、さらなる出願者数の増を目指している。

さらに、看護学部は平成30（2018）年度に完成年度を迎えたため、第108回看護師国家試験を受験し、その合格率は91.3%であった。全国平均89.3%を上回っており、高い合格率を受験生及びその保護者等へ広くアピールしていく。

以上の広報活動により継続的に入試広報へ注力し志願者数の増加を目指す。また、各学部学科の特色ある教育の質向上のため、FD・SD研修を充実させ、本学ならではの価値の確立に努める。それらの活動により、受験生及びその保護者に対して、アドミッション・ポリシーを周知し、本学の求める学生像を伝えることで、本学に入学したいとの意志を明確に持つ学生の受入れの拡大により、適切な学生受入数を維持していく。

## 2-2 学習支援

### ＜2-2の視点＞

#### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

#### 2-2-② TA( Teaching Assistant ) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

##### (1) 2-2の自己判定

「基準項目2-2を満たしている」

##### (2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

従来から学業面や生活面、更には将来への展望など、学生個人が抱える様々な問題を、授業担当教員、アドバイザー、学務課職員がともに考え、学生生活が有意義なものとなるべく助言、指導を行っている。

本学は、少人数制教育を生かした「アドバイザー制度」があり、学生に対して各学年の学期始めにアドバイザーとの個人面談が行われ、学業及び学生生活などのあらゆる相談に個々に対応している。また、全教員がオフィスアワーを設定し各研究室の扉に公表し広く周知することにより、学生の自主的な授業内容等の疑問に対応できる体制を整備している。なお、成績不振学生及び留年生に対しては、アドバイザーによる相談のみで

はなく、学務課職員による履修指導等できめ細かく個別対応をする学修支援体制を整備している。

授業への出席不良者については、学務課から報告を受けたアドバイザーが当該学生へ電話連絡等で状況確認をしている。また、定期的に当該学生の状況を確認することで、メンタル面等をサポートすることにより、即休学及び即退学に至らないよう支援している。

#### 2-2-②TA( Teaching Assistant )等の活用をはじめとする学修支援の充実

学生への学修及び授業の支援については、学務委員会（委員長、看護学部5人、現代文化学部4人、事務局学務課長の合計11人）と学務課（専任職員4人、非常勤職員1人）が各学部学科の教員と情報を共有し、教職協働で学生一人ひとりに対して履修登録、学修指導及び成績・単位修得等について指導をしている。小規模大学である本学は、教員はもとより教務担当職員も学生一人ひとりの個性や特長を活かすための指導を心がけている。

また、「アドバイザー制度」、「オフィスアワー」も学修及び授業の支援では、重要な役割を果たしている。特に近年は、個別もしくは少人数グループで勉強する学生が増えている傾向があることを踏まえると、両制度があることで学生への対応が適宜可能となり、個人の悩みや大学に対する要望や意見等を直接聞き出せる機会ともなっている。

学修支援が特に必要な学生への対応として、現代文化学部は、毎月の学科会で「学生について」を議題に上げ、アドバイザーが必要に応じて情報を伝え、学部学科全体で共有し対応策を練っている。

一方、看護学部は各学年にアドバイザーリーダーを配置し、必要に応じてアドバイザー会議を開催し、情報の共有及び対応策を検討している。ただし、アドバイザー会議のみで対応策を決定することが困難な場合は、学科長及び学部長へ報告し、その判断を受けて対応している。

なお、大学事務局は、独自に「全学生面談計画」を実施しており、学生目線の大学像を確認し、大学改革へ繋げることを進めている。

#### (3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

教員によるアドバイザー制度及びオフィスアワーは、学生に学修意欲の向上や学生生活の充実を図る上で、十分な役割を果たしているため継続し、大学事務局による「全学生面談計画」についても学生からの要望や意見は、大学の活性化に必要であり重要視しているため継続する。

今後も学修支援は、教職員協働体制を維持しつつ、より円滑に意思決定や事業運営を行うために、教員及び職員相互の連絡を迅速にする。



## 2-3 キャリア支援

### 《2-3の視点》

#### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

##### (1) 2-3の自己判定

「基準 2-3 を満たしている」

##### (2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-3-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

学生の社会的・職業的自立に関する指導のために組織されている学生生活委員会及びキャリアセンターでは、各学部・学科の教員や外部機関と連携して各種ガイダンスや対策講座を開催し、学生の活動をサポートしている。

教育課程内の支援としては、1年次における必修科目として「現代文化セミナー」及び「看護学セミナー」を開講しており、基礎的な「学びの態度・方法」や「生活・マナー」など、高校生から大学生へのスムーズな移行を図るための多彩なプログラムを準備している。

現代文化学部は、1年次よりキャリアプランを考えさせる機会を提供しているほか、2年次以降は、さらに就職対策に目的を限定した選択科目「キャリアセミナー」を開講し、受講した多くの学生から好評を得ている。アンケートでは、早い段階（2年次）から就職を意識することが重要であるとの回答が多く見受けられ、就職に対する意識啓発という観点から効果を発揮していることが分かる。

また、教育課程外の支援としては、前述のキャリアセミナーを補完する位置づけで、昼休みにミニキャリアガイダンスを実施し、学生への個別対応を行っている。また、就職対策を目的とした実践講座として筆記試験対策講座、面接対策講座、公立保育士基礎講座、面接対策講座、公立保育士合格講座などの受講機会を設けるとともに、検定試験として学内で日本漢字能力検定試験（2級、準2級、3級）、秘書技能検定2級の検定試験を実施している。

なお、キャリアカウンセラーが3年次より学生全員と個別面談し、4年次においては、内定が出るまでフォローするなど進路全般にわたり手厚く個別対応している。教員の指導はもとより、学生生活委員会やキャリアセンターからの指導や助言の結果、就職希望者は、平成30(2018)年度も100%と高い就職内定率を維持している。

看護学部は、今年度完成年度を迎えているため、初めて卒業生を輩出する。そのため、就職先については、病院関係が主となるが、本学が蓄積している就職活動のノウハウを活かし、情報収集や支援策の充実化を図って就職指導している。しかし、看護師免許を取得するために看護師国家試験を合格させる必要があるため、大学を挙げての支援策として国家試験対策講座を設け、学内の教員及び学外の講師による指導をしている。

##### (3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

本学の就職内定率は極めて高く、学生本人の努力と教職員の支援により、一定の成果を得ていると考える。今後もこの数字を維持するために、現在実施している講義、講座やセミナーなどの効果を検証し、改善策を検討・実施していく。

## 2-4 学生サービス

### 《2-4 の視点》

#### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

##### (1) 2-4 の自己判定

「基準 2-4 を満たしている」

##### (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-4-①学生生活の安定のための支援

本学の学生生活（福利厚生・学生相談）については、学生生活委員会が所掌し、事務局においては学務課（職員 5 人、非常勤 1 人）を主担当として業務を行っている。学生生活委員会は月 1 回の開催を定例とし、必要に応じて臨時委員会を開催するなど臨機応変に学生のニーズに対応している。

##### 〈オリエンテーションについて〉

新入学生に対しては、入学直後にオリエンテーション及び「学園を知り、師を知り、友を知る」をテーマにした 1 泊 2 日のオリエンテーションキャンプを実施しており、大学、教職員、同級生、上級生に親しみ、新しい環境に溶け込むことの後押しをしている。それらにより、早期に安定した学生生活を送れるよう環境整備に努めている。

##### 〈経済的支援について〉

本学独自の奨学金としては、江角記念奨学金と後援会奨学金があり、看護学部の学生に対しては、本学と連携している聖マリアンナ医科大学奨学金、永生会奨学金、医療財団法人徳成会八王子山王病院奨学金などがある。

なお、看護学部においては、特に優秀な学生に対して学納金の全額又は一部を免除する特待生制度を設けている。この制度は、1 年次においては一般入試（1 回目）の成績上位 3 名及び 2～3 年次については、それぞれ前年度の成績（GPA）に基づき各年次上位 5% 以内の学生を対象としている。

また、本学の設置場所の都合上、バス通学が主になるため、学生の経済的負担を緩和する目的でバス定期券購入の補助制度を導入している。

##### 〈心身の健康について〉

学生及び教職員等の健康の保持・増進を目的に、健康支援に関する専門的業務を行うため、保健室の機能を有している健康サポートセンターを設置するなどの対策を講じている。

##### 〈社会参加について〉

学生が、良識ある社会人として活躍できるよう学内での教育はもちろんのこと、課外活動を通じて調和の取れた人間関係を学ぶことが出来るよう学生会の活動を支援している。学生会では、クラブ紹介（4 月）、学生総会（5 月）、聖母（マリア）祭（10 月）、クリスマスの集い（12 月）の活動を行っている。そのほかの課外活動についても活動場所の提供や活動補助を行っている。

##### 〈安全・安心について〉

ハラスメントについては、ハラスメント防止委員会が中心となって、東京純心大学ハ

ラスメント防止等に関するガイドラインに基づき、予防・救済・対策に努めている。

また、学生便覧への記載やリーフレットの作成・配布により学生へ周知を図っている。身の回りにある危険（出会い系サイト、盗聴・盗難、ドラッグ、カルト教団など）については、学生便覧やポスターを掲示するなどして注意喚起し、緊急時の避難と安全についても記載し、周知している。

### (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、学生一人ひとりを大切にする教育をめざしているが、これは学生支援・サービスにおいても同様の事が言え、これらに課題が生じた際には、学生生活委員会を中心に検討し、必要に応じて学科長や学部長と連携している。

また、「学生生活アンケート」「バスに関するアンケート」「全学生面談」は継続して実施し、少しでも学生生活が充実するように、学生サービスの改善に取り組み、学生の要望を取り入れながら大学の改善に役立てていく。

## 2-5 学修環境の整備

### 《2-5 の視点》

#### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

#### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

#### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

#### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### (1) 2-5 の自己判定

「基準 2-5 を満たしている。」

#### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-5-①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

##### 〈校地・校舎について〉

本学は、八王子市滝山町 2 丁目 600 番地に位置し、54,611 m<sup>2</sup>の校地と本学に併設の東京純心女子中学校・高等学校があり、校舎案内図に示した校舎等を設置し、教育事業を行っている。本学の校地は、東京純心女子中学校・高等学校との共有面積を除いた 8,943 m<sup>2</sup>であり、また大学校舎面積は、15,591.29 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準で定める校舎面積を満たしている。なお、中学校・高等学校と共有する校地内には、運動場 10,236.4 m<sup>2</sup>（第一グラウンド、第二グラウンド）、テニスコート 4 面、大学専用体育館（1,006.2 m<sup>2</sup>）を有している。それらについては、東京純心女子学園財務課が中心となり、大学及び中学校・高等学校が連携して適切に運営し維持管理している。

大学の清掃は、専門業者へ業務委託し教室などは毎日清掃し、かつ年 1 回は構内のワックス清掃をするなどして、快適かつ清潔な環境を整えている。

##### 〈教育・研究施設について〉

教育目的の達成のため、教員研究室は個室 39 室、共同 3 室の合計 42 室を確保している。また、講義室については、2 学部共有で 10 室、現代文化学部 3 室、看護学部 4 室が

あり、演習室として2学部共有で5室、現代文化学部2室、看護学部2室、実習室として2学部共有で1室、現代文化学部2室、看護学部5室を確保している。これら研究室・講義室等は、複数の校舎に点在はしているが、一部の校舎を除いて全てつながっているため、雨天での移動も苦にならず、学生及び教員の負担を軽減している。

また、学生の学修をサポートするためにパソコンを106台設置している。それにより、学生は履修登録やレポート作成等をスムーズにすることができ、利便性の高いIT環境を整えている。

#### 〈整備・補修・改修について〉

今年度は以下の箇所について、補修・改修し、大学施設・設備を整備し、管理している。

場所	内容
第2体育館	床補修工事（床の研磨とライン引き）
	壁補強工事（南北壁面、下窓天端からH=1800までの範囲）
図書館	渡り廊下の手すり老朽化部分取替工事（2・3階）
大学A棟	3602教室の暗幕カーテン取替
大学C棟	3203教室の照明改修工事（LED照明に取替）
	3204女子ロッカールームの照明スイッチ取替、増設工事
	3303自己学習室（個別スペース、グループスペース、卓上ライト設置）
その他	F館屋上防水工事（全面）
	校舎各所雨漏り部分の防水補修工事（2階学生ホール、図書館2階踊り場、3404教室、B棟2階中庭通路、就職資料室など）
	調理実習室の照明改修工事（LED照明に取替）

#### 2-5-②実習施設、図書館等の有効活用

##### 〈実習室について〉

本学では、看護学部では看護師、現代文化学部では保育士、幼稚園教諭をめざす学生が多いため、実習科目の充実が不可欠であり、各学部学科においては次のとおり、実習に関する施設・設備を整備している。

##### 現代文化学部こども文化学科

こども文化学科の実習及び演習関連設備としては、こども教育実践研究センターの他、保育士課程の栄養関連科目で使う「調理室」、リトミックの授業を行う「演習室」、児童英語の授業を行う「児童英語教室」、造形表現の授業を行う「工作室」、絵本演習を行う「大学図書館：〈ぬくぬくリプロ〉〈クリスマス絵本コーナー〉」、「ピアノ練習室」が23室ある。これは防音設備を完備した個室に1台ずつアップライトピアノ、あるいはグランドピアノが設置された感性芸術教育を充実させるための十分な設備となっている。

## 看護学部看護学科

看護の専門的知識・技術を教授するために、また学生たちが授業外の課外活動においても看護技術の練習を十分実施できるように、実習室利用マニュアルを作成し実習室を効率よく、安全に利用できるようにしている。

看護学科の学生が主に利用する講義室4室を確保している。このほか看護技術の学修を効果的に行うために、基礎看護学実習室、急性期・慢性期看護学実習室、母子看護学実習室、地域・在宅看護学実習室など専門領域の特性に応じた実習室を備えている。また、形態機能学や感染予防学などの実験等の演習が行えるように演習室を整備している。

### 〈図書館について〉

本学の図書館は、地上3階、地下1階で1,480.85㎡の面積を有し、各学部学科に関連する専門書と、キリスト教関係の図書を中心に現在約120,000点の資料を所蔵しており、その中には楽譜約6,600冊、視聴覚資料約7,800点、雑誌・紀要約1,000種がある。

また、グループ学習コーナーやグループ視聴室を備えている。特に図書館の絵本コーナーは特色があり、クリスマス、平和、戦争、いのちをテーマとした絵本を中心にコレクションを進めている。

なお、図書館の一画にラーニングコモンズを設置したことにより、学生の主体的な学びの場を整備され、授業やゼミ活動などが活発に行われている。それにより、学生の自主的な学びの場としても定着しつつある。

### 【図書館蔵書数】

資料の総点数		総点数の内の図書資料以外の点数				その他	
		定期刊行物の種類		楽譜 所蔵数	視聴覚資 料所蔵数	電子ジャーナ ルの所蔵数	データベー スの契約数
資料総数	開架資料の点数 (内数)	内国書	外国書				
119,767	119,767	912	75	6,630	7,785	3	8

### 2-5-③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリー対策としては、すべての教室、関連施設間の動線を車いす対応とすべく、建物内外全ての接続部分にスロープを設けているほか、各棟にエレベーターを設置している。それに伴い、車いす対応の駐車場の整備や車いすにも対応している多目的トイレを江角記念講堂に1箇所、A棟5階に1箇所及び図書館に1箇所の計3箇所に設置している。

### 2-5-④授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数については、十分に管理されており、また教育効果も担保できるように学生数（クラスサイズ）に併せて講義室等を完備している。学生数に関しては入学時の定員確保から始まり、学年進行においてはアドバイザー制度を導入していることにより、学生個々の学修の理解度、単位取得状況や履修登録状況等を踏まえて適切な指導

をしているため、単位不取得や履修登録漏れ等による留年を防ぎ、学生数（クラスサイズ）の適切な維持と管理に努めている。

### (3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学の施設・設備については、大学設置基準を満たしているものの、さらに充実すべきところが残っている。資金的に余裕はないが学生の利便性や安全性を高めることを第一に投資は必要であるため、今後も継続して予算措置の対応をする。

特に看護学部の学生数が増えているため、IT 環境を更に充実させる必要性が高まっているので、重点的に措置していく。

## 2-6 学生の意見・要望への対応

### 《2-6 の視点》

#### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### (1) 2-6 の自己判定

「基準 2-6 を満たしている」

### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-6-①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学は、学生からの学習支援に対する意見聴取を目的に、「授業評価アンケート」を前後期の各授業終了時に履修登録者全員へ実施している。また、看護学部においては、「授業評価アンケート（実習用）」も実施している。

「授業評価アンケート」については、一部を除く授業に導入し、学務課で集計後に FD・SD 委員長及び所属の学部長と担当教員が確認している。担当教員に関しては、アンケートを確認し、授業のあり方などを振り返り、さらにリフレクション・シートの提出を義務付けられている。リフレクション・シートについては、学務課で内容を確認した上で、次年度以降の各科目の編成などの一考の資料としている。

#### 2-6-②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活委員会では、学生生活にかかる学生の意見・要望等を把握するために、毎年、学生生活アンケートを実施し、その結果を「学生生活アンケート報告」として取り纏めている。

アンケートの回答率としては、現代文化学部は 67%、看護学部 80%と多くの学生から回答を受けている。その回答は、授業・勉強の形態・内容から設備環境、課外活動に係る事など大学生活そのものに関する内容から、個人の悩みや友人関係に係る事など、任意の回答であるが時として私的な内容にまでおよぶ幅広い声を聞くことができるものとな

っている。それらに対しては、学生生活委員会を中心に対応策を検討し、教職員で連動して個人あるいは学年全体に対して的確に対応していくことが、効果的な学習支援に繋がるものと考えている。

なお、学生より様々な要望や提案等が出されるため、全てに対応することは難しいが、毎年、学生生活が向上するように可能な限りの対応をしている。平成 30（2018）年度で要望に答えた例としては、「情報伝達手段としてのメール配信サービスの導入」や、後述のバス会社との意見交換会を活用した「路線バスのダイヤ改正」などがある。

また、学生の主たる通学手段である民間バス会社との意見交換会を毎年開催し、前述の「学生生活アンケート」などで挙げられた意見を取り纏めて要望として提出した他、大学事務局として「全学生面談計画」と題して、全学生とのグループ面談を実施し、教員には話しづらい意見や要望を汲み取っている。こちらも事務局として職員会議で意見を出し合い、取り纏めて大学運営協議会へ報告をしている。

#### 2-6-③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の意見、要望の把握は、前々項の「学生生活アンケート」と職員による「全学生面談」が主になっている。

学生からは、多くの意見・要望が挙げられるが、それらの内容を大別すると施設関係について多くなっている。それらに、対応すべく平成 30（2018）年度は、体育館の改修工事やトイレにエアージェットタオルを設置するなど、その内容は大規模なものから小規模なものまで多岐に渡っている。また、看護学部が 4 学年まで在籍したことにより、学内における自習時間の増加に伴い、図書館や自己学習室の施設開放時間を延長するなどの対応措置をした。

#### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

当面は現行のアンケート並びに面談スタイルによる方法を踏破するが、実施後の取り纏め、検討に至るプロセスについては、例えばマークシートの導入を検討するなど、学生への情報還元、報告に要する時短化を図りたい。

#### 【基準 2 の自己評価】

教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを定め、受験者はもとより、その保護者や大学が関係する社会一般への周知は十分と考えている。そのアドミッション・ポリシーを理解した学生の受入れを進めている。

学生への支援体制としては、学習・学生生活・就職活動などに対して、人的及び施設的に整えている。本学は小規模な大学のため、教職員と学生との距離が他大学と比較すれば近い距離にある。それを生かしている「アドバイザー制度」や「キャリアセンターにカウンセラーの配置」など、学生の学習から学生生活など幅広い範囲に親身に対応している。

学習環境については、クラスサイズに十分に配慮し、講義室を割り当てるなどの対応をしており、また、講義室を含む大学キャンパスについては、毎年度予算を確保し、修繕や改修を着実に進めて安全性・利便性を高めている。

学生の意見や要望については、学生生活アンケートや全学生面談などを踏まえて、予算や施設基準に準拠しながら可能な限り取り入れるように努めている。

以上のとおり、「基準 2」におけるすべての「基準項目」について、自己点検・評価を行った結果、「基準 2」を満たしている。



### 基準 3. 教育課程

#### 3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 《3-1 の視点》

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、大学のディプロマ・ポリシーを踏まえ、各学部・学科にもディプロマ・ポリシーを定め、以下のとおりに明確にし、ホームページや大学案内及び学生便覧に公表し、適切に運用している。

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）

##### 【東京純心大学】

本学の教育理念である「愛に根ざした真の知恵」を基盤とした次にしめず社会平和のために貢献する実践力を身につけ、各学科で定める所定の単位修得と、能力を備えた者に学位を授与します。

1. 豊かな知性と感性を身につけている
2. 自分と他者を理解・尊重して対人関係を形成して、協力・協働できる
3. 自ら学ぶ力と態度をもち、自己の可能性に挑戦できる

##### 【現代文化学部 こども文化学科】

現代文化学部こども文化学科では、本学の建学の精神と教育理念に基づき「愛に根ざした真の知恵」を身につけた国際社会、地域社会のよき担い手を育成します。

こども文化学科の教育課程を履修して所定の単位を修め、次の能力を備えた者に卒業を認定し、学士（こども文化学）の学位を授与します。

1. 「こども・からだ・こころ・あそび」の四つのキーワードからのアプローチを学修し、現代社会の中で主体的に判断し、表現できる資質を備える。
2. こども文化の研究を通して研鑽した豊かな感性と人格の陶冶をもって、世界平和のために協働できる。
3. こども文化への広い視野と深い認識をもち、保育・教育に関する豊かな専門知識と技能を習得し、こどもの「育ち」に資することができる。

##### 【看護学部 看護学科】

看護学科の教育課程を履修して所定の単位を修め、次の能力を備えた者に卒業を認定し、学士（看護学）の学位を授与します。

1. 豊かな人間性と倫理観をもとに、人間の尊厳と権利を擁護する態度を身につけている。

2. 自己理解・自己受容をもとに、自己を活用した対人支援力を身につけている。
3. 看護を必要としている人々に、的確な看護判断のもとで確実に実践できる基礎的能力を身につけている。
4. 地域社会の包括的ヘルスケアシステムの一員として、人々の健康生活に貢献する基礎的能力を身につけている。
5. 看護専門職として自らの価値観を形成し、成長し続けられるための基礎を身につけている。

### 3-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学では、単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準について学生便覧に公表し、適切に運用している。単位認定については、学則第 23 条から第 29 条に明確に定め、卒業認定と学位の授与に関する基準は、学則第 30 条及び第 31 条に明確に定め、ホームページ及び学生便覧に公表し、適切に運用している。

成績評価は、「秀・優・良・可・不可」の評語によって表している（一部「合」「否」）。評点は以下の表となっている。

評点	評語	合否
100～90	秀	合格
89～80	優	
79～70	良	
69～60	可	
59 以下	不可	不合格
無評価	失格	

評語	合否
合	合格
否	不合格

また、上記評価方法の他に GPA(Grade Point Average)を導入しており、履修科目全体の成績を数値化することにより、各学期初めに実施しているガイダンスでの履修指導やアドバイザーによる個別相談、学修指導等の機会に活用している。それらにより、学生は自己学修の成果や到達度を把握し、主体的な履修計画や学習意欲の向上につなげている。また、こども文化学科では、保育実習の履修の選考基準、退学勧告の指標とし、看護学科では、学生への履修支援、特待生制度の選考等の指標としている。さらに、各学期終了後には学生及び保護者へ配付する成績表に GPA を明記し、単位修得状況とともに学修の水準を確認できるようにしている。なお、GPA の算出方法は以下のとおりである。

GPA(Grade Point Average) =

(【秀】の修得単位数×4) + (【優】の修得単位数×3) + (【良】の修得単位数×2) + (【可】の修得単位数×1)

履修登録した単位数 (不合格なった科目含む)

卒業・修了認定等は、修業年限を満たし、各学科で定められている「卒業要件」に掲げた科目を履修して、現代文化学部では合計 124 単位以上、看護学部では合計 126 単位以上を修得しなければならないと定め、ホームページ及び学生便覧に公表し、適切に運用している。

### 3-1-③単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学の単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は、学則に明確に定めており、この基準により厳正に行われている。また、学生に対しては学生便覧の「履修要項」において基準を明示している。

単位認定は、学修すべき授業科目を精選することで十分な学修時間を確保し、授業内容をしっかりと身につけることを目的として、各年次において履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、厳正に適用している。

卒業・修了認定等は、修業年限を満たし、各学科で定められている「卒業要件」に掲げた科目を履修して、現代文化学部では合計 124 単位以上、看護学部では合計 126 単位以上を修得しなければならないと定め、厳正に適用している。

単位認定及び卒業・修了認定においては、成績会議、卒業認定会議等を開催し、厳正な評価を行っている。

#### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、大学のディプロマ・ポリシーを踏まえ、各学科にもディプロマ・ポリシーを定めている。単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用については、現状でも基準を満たしているが、単位修得状況については、進級規程を設けていないことから修得単位数が少ない学生も 4 年次まで進級できることにより卒業に困難をきたす学生もいるため、1 年次からの積み重ねの大切さをアドバイザー等より積極的に指導している。

GPA は、履修支援や実習の履修等の判断指標、特待生制度の選考等に役立てるための指標としてその活用範囲は広がっているが、今後も適切な活用と適正な取り扱いについてさらに改善を図っていく。

## 3-2 教育課程及び教授方法

### 《3-2 の視点》

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

#### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

#### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### 3-2-④ 教養教育の実施

#### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている」

#### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、大学のカリキュラム・ポリシーを踏まえ、各学部・学科においてカリキュラム・ポリシーを定め、以下のとおり明確にし、ホームページや大学案内及び学生便覧に公表し、適切に運用している。

## カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

### 【東京純心大学】

東京純心大学では、1. 地域の自然や文化などの本学の特色を活かし、豊かな知性と感性の育成 2. コミュニケーション能力と専門的知識・技術・技能の修得 3. 自ら学ぶ力の育成をカリキュラム・ポリシーとし、「建学の精神」と「教育理念」に基づき、優れた人格と感性及び豊かな教養と専門性を兼ね備えた人材を育成するため、各学部学科の方針に基づきカリキュラム（教育課程）を編成しています。

### 【現代文化学部 こども文化学科】

現代文化学部こども文化学科では、建学の精神と教育理念を踏まえ、人間発達と人間社会の原点である〈こども〉とこどもをとりまく文化全般である〈こども文化〉を探求し、こどもとこどもの心を持ったすべての人が生きる現代社会に貢献できるよう、「こども・からだ・こころ・あそび」の四つのキーワードを基盤に教育課程を編成しています。

1. 感性教育の伝統を基に〈表現系科目〉を重視する。  
—ピアノ・リトミック・造形・絵画表現・言語表現（絵本・読み聞かせ）
2. 人間教育の伝統を基にした〈実践型科目〉により主体的な学修を重視する。  
—野外文化活動、言語文化海外実習、リベラルアーツ実習
3. 現代社会に貢献できる人材育成のために、〈資格課程〉を備える。  
—保育士課程、幼稚園教諭課程、小学校教諭課程

### 【看護学部 看護学科】

看護学部看護学科では、「純心の感性教育を基盤とした人材の育成」と「あらゆる健康レベルに対応できる人材の育成」をめざし、教育目標が実現できるように教育課程を編成しています。

1. 看護専門職となるために基盤となるひとりの人間としての成長を支える科目により「基礎」の科目群を構成し、教養教育を充実させています。
2. 看護専門職として必要な専門的知識と技術及び態度を養う科目により「専門」の科目群を構成し、責任を自覚し、社会に貢献できる人材の育成をめざしています。
3. 「専門」の科目群では、保健・医療・福祉の専門知識及び看護学の専門的知識・技術を教授するため、さらに「看護の基礎」「看護の実践」「看護の発展」の三つの科目群で構成し、基礎・基本から応用へと段階的に学修できる様に、科目の配置を工夫しています。
4. 科目間の関連を学習者が理解でき、科目の内容を有機的に結びつけて学習できるように、科目の開講時期を配慮し、同系統の科目について講義・演習・実習の順序で配置しています。
5. 実習科目を初期段階から配し、看護学へのモチベーションが高まるように4年間バランスよく配置しています。

### 3-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに基づき策定されており、基礎科目、専門科目等を適切に配置するなど、体系的な教育課程を編成しており、一貫性は担保されている。各科目については、シラバスの「授業の概要」欄にディプロマ・ポリシーとの関連性を明示し、公開している。

今後も、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関係性をわかりやすく示し、学生に対して一層の理解と普及に努める。

### 3-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

各学部・学科において、教育課程編成方針であるカリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程の体系的編成をしている。履修ガイダンス（前期・後期授業開始前）において、学科生への科目履修の際に指針となるよう教育課程の体系的編成及びカリキュラムマップについて明示している。

また、科目ナンバリングを継続実施し、学修の段階や順序等を具体的かつ明確に表し、各授業科目を適切に配置している。配置された授業科目は、シラバスを作成し、授業の概要、到達目標、授業計画、成績評価等明示し、大学ホームページ内に検索システムを導入し適切に整備している。

シラバスは、学生に授業内容・授業計画ほか、必要な学習量、予習、復習を事前に認識させているほか、課題提出後のフィードバック方法についても明確に示し、シラバスの利用促進を促している。より詳細なシラバスを作成することにより、学生によるシラバス利用率は、平成 29（2017）年度利用率現代文化学部 59%、看護学部 81%に対し、平成 30（2018）年度は、現代文化学部 76%、看護学部 81%、全体で 78%と利用率が高くなっている。

今後も詳細でわかりやすいシラバス作成し、学生の主体的な履修計画及び学修につなげていく。

授業の履修にあたっては、無計画な履修を避けるため、履修科目登録単位数に上限を設定（原則として、各年次 48 単位）し、系統的かつ総合的な学修を促しているが、現代文化学部においては、資格にかかわる履修科目が増えたことから、例外規定を設けるとともに前学期の成績が優秀である学生に限り、48 単位の上限を超えて履修ができるよう制限を設けている。

### 3-2-④教養教育の実施

本学の教養教育科目は、各学部学科の目的、目標に沿った科目が配置され、教養科目が編成されている。本学の特色の一つとなる両学部混成科目の教養教育科目においては、学内組織教養教育室にて、授業内容の充実・教育の質的向上を目指し、学部学科の意見、要望を反映させ、2019 年度の新規開講に向けた科目の検討をした。

その結果として、両学部の共通科目にディプロマ・ポリシーでもある「豊かな知性と感性を身につける」につながる科目として「Humanities Basics」「Science Basics」を置くことで基礎学力を向上させ、教養教育科目の充実が期待できる。

### 3-2-⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の工夫・開発については、授業中の学生の反応、成績評価、授業アンケート等を活用し、本学学生に合うように不断の検証をしている。また、年度ごとのシラバス作成時には全体的な見直しをし、教授内容について学生の理解が深まるように充実を図っている。授業は、教員が一方的に授業を行う方法ではなく、学生自身が能動的に学びとるための方法「アクティブ・ラーニング」手法を様々な授業に取り入れ、効果的に実践している。

#### 現代文化学部こども文化学科

現代文化学部こども文化学科においては、カリキュラム・ポリシーに基づき、学力をより高めるため伝統ある感性教育と実践型授業による表現力養成を融合させ基礎科目、専門基礎科目を区分し、専門科目群の中に、保育士・幼稚園教諭課程科目及び小学校教諭課程科目を体系的に編成しカリキュラムマップにて内容を明確にしている。

学生は、卒業必修科目でもある「キリスト教学」と「現代文化セミナー」を入学年次に受講することで、本学の「建学の精神」と「教育理念」の背景を学び、学部の基礎教育として導入的指導を受けている。なお、入学時に幼・保・小の課程登録した学生は、基礎及び専門科目内の規定の必修科目等を履修し単位修得することで、卒業時に保育士資格、幼稚園教諭一種免許、小学校教諭一種免許を取得することが可能である。

また、3・4年次では、「こども文化セミナー」が卒業必修科目として設置されているため、学生全員が専任教員のゼミに所属することになり、卒業必修単位に指定されている<卒業論文・卒業研究・卒業制作>に向けて、学生各人のテーマに応じたきめ細やかで専門的な指導を担当教員が行っている。

それらの教授方法の工夫・開発は、近隣園児・児童を招いて一緒に制作物の作成や当該学科生の演劇等の発表の場でもある「純心こどもの国のクリスマス」を開催するなど実体験を重視した学修により、学生の主体的な学びを促進している。

#### 看護学部看護学科

看護学科では、教育課程の編成方針で述べたとおり、「基礎」「看護の基礎」「看護の実践」「看護の発展」の四つの科目群で構成している。学科のディプロマ・ポリシーにある「感性豊かな人間性と倫理観」「自己を活用した対人支援力」を育むために「基礎」と「看護の基礎」の科目群を、「的確な看護判断のもとで確実に実践できる基礎的能力」「人々の健康生活に貢献できる基礎的能力」を育むために「看護の実践」の科目群を、「看護専門職として成長し続けるための基礎力」を育むために「看護の発展」の科目群を置いている。科目群の詳細は以下のとおりで、4年間をとおして人間性と専門性とを備えた看護師を育成できるように体系的に編成し、カリキュラムマップを明示している。

##### ・「基礎」

看護の対象である人間を誕生から死まで、どの成長・発達段階においても生活者として理解し、支えることができる人間としての素養を培うために必要となる認知的能力、コミュニケーション力、他者の体験を自分のこととして置き換えて考えられる想像力、

ものを見て解釈し組み立てる構想力を育み、さらに、感性豊かな人間、品性を備えた人間となるべく教養を学べるように科目を編成した。

・「看護の基礎」

看護学の基礎を支える人間の心と身体・病態・治療に関連する科目、看護のしくみ・制度に関連する科目及び看護専門職者としての倫理や看護の本質を理解するための科目で構成され、看護の成り立ち、看護を実践するための基盤となる考え方や方法を学べるように科目を編成した。

・「看護の実践」

看護の実践に必要な基本的な援助技術、看護の場の特性と看護の対象となる人間の健康レベル（急性期、回復期、慢性期、終末期）と発達（小児－成人－高齢者というライフステージ）に応じた看護、看護の特殊性を踏まえたケア（母性看護学、精神保健看護学、地域・在宅看護学）の提供ができるように看護実践の基礎と基本を学べるように科目を編成した。

・「看護の発展」

看護学をさらに探究・発展させていくために必要となる基礎力と卒業後も自律して自己成長を続けるための自己教育力を身につけるために、国際的な看護活動や災害における看護活動、看護のマネジメントや看護を探究するための研究法などを学べるように科目を編成した。

それらの教授方法の工夫・開発は、各科目群から得た知識から創造すること、実生活に応用すること、学生の主体的な学習行動を推進するように授業内容の構成を工夫し、理解しやすいように体験的内容を組み入れている。また、学生個々の学習レベルに合わせた指導ができるように、演習・実習科目では参加する教員数を多く配置して学生の特性に応じた指導を行うなどの授業展開している。

また、平成29年度には『東京純心大学 臨床教員に関する規程』を制定した。本学の看護実践能力の向上ならびに指導体制の充実を図るべく、連携協定先であり、かつ主な臨床実習施設である聖マリアンナ医科大学医学部附属大学病院の看護師2名に対して臨床教員の称号を付与している。

臨床教員である看護師は、本学教員と密に連携して実習調整ならびに学生の実習指導を担当し、一定の成果を得ている。

### (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的を踏まえた教育課程編成方針を明確化し、その方針に沿った体系的教育課程を編成し、教授方法の工夫・開発を行っている。今後はさらに教育の内容の充実、質的転換をめざし、教養教育の充実を図るために、2019年度を目途に教養科目の抜本的な改革を継続している。学生が必要な学習量、予習、復習を事前に認識し、主体的に学修計画が立てられるよう、シラバスのより一層の活用を推進させる方策を検討していく。

平成29（2017）年度より、現代文化学部こども文化学科及び看護学部看護学科に新たにカリキュラム検討委員会が組織された。それにより、今年度は両学部ともカリキュラムの再確認・見直しを行い次年度は新たなカリキュラムでの運用を決定している。

現代文化学部は、保育士養成課程と幼稚園教諭課程が中心となり、より専門性を高め

たカリキュラムへと変遷した。また、看護学部は今年度完成年度迎え、この4年間を一区切りとして次年度から新しいカリキュラムへ変遷させる。それは、現行カリキュラムのマイナーチェンジではあるが、文部科学省が提唱している「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」への改正も視野に入れた未来志向なものとなっている。

### 3-3 学修成果の点検・評価

#### 《3-3の視点》

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1) 3-3の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている」

##### (2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

授業科目においては、ディプロマ・ポリシーとの関係を踏まえ、カリキュラムの位置づけをシラバスに明示している。学期ごとに実施する学生による授業評価アンケートにより、授業担当教員は、アンケート結果を踏まえたリフレクション・シートの提出が義務付けられており、学期ごとに学修成果の点検、評価、振り返りを行っている。

教育の成果を可視化し継続的に教育改善をおこなうことを目的に、大学、各学部・学科の3つのポリシーに即して定めた評価指標に基づいて、学修成果を測定・評価し、達成状況を判断しているが、アセスメント・ポリシーとして大学全体の方針及び入学前から在学中、卒業後までの各時期・段階の評価指標を明示し、公開するまでには至っていない。今後は、学修成果の達成状況の査定に関する体系的な方針、学修成果の検証による教育改善に向けた取り組み等、教学マネジメントに関する体制を見直し、学修成果の定期的な検証、多面的な評価指標の見直し、教育改善の可視化等について継続的な検討を進めている。

#### 3-3-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学生による授業アンケートを継続実施し、各教員からはリフレクション・シートの提出を義務付けている。またそれら結果に基づき、低評価の授業の担当教員に対しては、学部長が改善指導し改善計画の提出をさせるなど、学生教育及び教育内容を改善させるよう努めている。

また、リフレクション・シートでは、学部により内容や改善策は異なっているが、全体的に学生の授業態度や生活態度への注意が必要との意見が多くなっている。これは、近年の初等及び中等教育からの積み上げでもあるため、本学のみ課題ではないのかもしれないが、本学は少人数教育を謳っており、アドバイザー制度等を有効活用して個々の学生に十分な指導を実施するなど対応している。

なお、教育活動状況評価については、東京純心大学教員活動状況評価に関する規程に



基づき、各学部内に学部評価委員会を設置し審議させ学部長評価へ繋げ、学部長より学長へ評価結果を報告させている。本評価結果は、教員自らの諸活動の改善、活性化・高度化に役立たせ、教育、研究、社会活動及び大学運営の改善に役立っている。

### (3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の達成現状の評価とフィードバックを継続するための PDCA サイクルは確立されているが、今後は学生及び教員から情報収集するとともに、授業アンケートが、真に教育内容・方法の改善に繋がっているかの観点から、学生による授業アンケートやリフレクション・シートの見直しを進める。

また、学生が卒業後の教育目的の達成状況を確認するため就職先からの聞き取りを中心にしているが、今後も就職先の企業等に対して学修状況の評価等について、アンケート調査を実施し、集計・分析する。

学生の卒業時の学修達成状況の正確な情報を得ることにより、全学的な教育目標の達成状況の確認と評価を実施したい。さらには、ラーニングポートフォリオやルーブリックなどを取り入れて複合的に評価していくことも検討している。

### 【基準 3 の自己評価】

教育課程は、本学の「教育理念」や目的に基づき、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを定めた上で、それぞれの学部生が主体性を持って体系的に学修できるようにカリキュラム編成されている。

また、2018 年度は両学部ともにカリキュラムに関して不断の検証をした結果として、次年度より新たなカリキュラムを編成することとなった。それと同時に、教授方法の工夫・開発についても、各学部で統一性を高めるためにも、学外の研究会への参加や学内の研修会の充実を図る。

以上のとおり、「基準 3」におけるすべての「基準項目」について、自己点検・評価を行った結果、「基準 3」を満たしている。

## 基準 4. 教員・職員

### 4-1 教学マネジメントの機能性

#### 《4-1 の視点》

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長を補佐する体制として、運営組織規程により副学長、学長補佐を置くことができることとなっており、平成 30(2018)年 5 月 1 日現在、副学長 1 人、学長補佐 1 人を置いている。副学長は、学長の職務（全般）を補佐し、学長補佐は広報担当の業務を補佐することになっている。副学長及び学長補佐は「学長の推薦により理事会の議を経て理事長が任命すること」となっており、組織上の位置づけも明確であり、使命・目的の達成に向けて理事会の意思決定にも機能している。

教授会は、学校教育法第 93 条に従い、学則第 9 条で(1)学生の入学・卒業にかかわる事項、(2)学位の授与に意見を述べることとなっている。

また、教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定する際に教授会の意見を聴くことが必要なものと、教育研究に関する別に定める事項について、学長の求めに応じて意見を述べることができるとされており、役割が明確になっており、学長が教授会に意見を聞くことが必要な重要事項についてはあらかじめ教授会規程第 2 条に定め、学内に周知されている。その開催については、原則として月に 1 回であるが、入試判定や学長の必要に応じて随時開催している。

また、学則第 11 条により学内委員会を学長のもとに設置している。学内委員会は大学の運営を円滑にし、業務執行に対する責任をもたせ、原則月 1 回開催している。各委員長は学長が指名し、それぞれの進捗状況を大学運営協議会にて報告させ、大学の意思決定と業務執行における学長のリーダーシップの発揮を支えている。

4-1-②権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

業務の執行にあたっては、理事会・理事長の責任において経営・管理面の業務と学長の責任で行われる大学の教学面の業務とを適切に分散し、相互に補完しながら進めている。これらをサポートするため、法人事務局には事務局長、総務課、財務課、企画調査役を大学事務局には事務局長又は事務部長、事務局次長、企画調整課、学務課、図書課、IR 推進室を置き、業務を執行している。なお、一部兼務をしている場合もあるが、権限と責任が一致し、職務上の相互牽制が効くよう職員を配置している。

#### 4-1-③職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

職員については、東京純心女子学園事務組織規程及び東京純心大学運営組織規程に基づき、企画調整課・学務課・図書課・IR推進室へ各々適切に配置されている。また、それらの課・室の所掌業務及び役職者の役割についても上記規程に明確に示されている。

教学マネジメントの機能性としては、大学運営協議会を中心に組織運営し、同協議会の構成員に大学事務職員が多数含まれ、広く意見交換し重要事項を審議するなど十分である。

#### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の意思決定組織は、大学運営協議会が各委員会からの報告を受け、協議の結果、学長が決定するというプロセスを重視し、それぞれの会議等の権限と責任も規程により明確化している。PDCA サイクルを適切に循環できる体制を整備し、学長のリーダーシップとガバナンスがより効果的に発揮できる体制の構築をしている。

また、大学事務局としても学内にある各種データを一元管理することで、分析や今後の運営に活かせるようにする。

### 4-2 教員の配置・職能開発等

#### 《4-2 の視点》

#### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

#### 4-2-② FD(Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

##### (1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている」

##### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-2-①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員の配置については、学位の種類及び専門分野に応じて必要な専任教員を確保し、大学設置基準に従うとともに、また、「建学の精神」と「教育理念」の実現、使命・目的に従って適切に配置されており、また教員の年齢構成は、特定の年齢に偏ることなく適正なバランスが保たれている。教員の採用・昇任については、教員人事委員会において、「専任教員選考基準に関する規程」「非常勤教員採用選考規程」「専任教員選考基準に関する規程」に基づき、審議している。

#### 【全学の教員組織（単位：人）（2018年5月1日現在）】

学部	教授	准教授	講師	助教	助手	計
現代文化学部	8	1	4	2	0	15
看護学部	7	1	7	5	3	23
計	15	2	11	7	3	38

【専任教員の学部ごとの年齢別構成比（単位：人）】

学部	～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	計
現代文化学部	3	2	5	5	15
看護学部	3	4	11	5	23
計	6	6	16	10	38

4-2-②FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

平成30年（2018）年度のFD研修については、教職員の意識改革を促し、本学の教育水準向上の一助とするため、FD・SD委員会が中心となり以下のとおり研修会を開催（平成30年9月26日現在）している。

また、外部で行われる大学コンソーシアム八王子FD・SDフォーラムにも積極的に参加している。（8月23日（木）・24日（金）『教育の質保証』の実質化に向けて—社会の要請に大学はどう応えるか—、参加教職員25名）

大学全体 FD研修会

日時	主なテーマ
1月23日 14:40～16:10	シラバスに関する研修会
2月27日 14:40～16:10	ハラスメント事例における段階的学内対応について
3月20日 13:00～15:00	研究倫理研修会
3月27日 15:00～16:00	シラバスに関する研修会

現代文化学部 FD研修会

日時	主なテーマ
4月25日 13:00～14:00	2017年度卒業予定者アンケート結果報告
5月16日 13:00～14:00	2018年度学部学科紹介：オープンキャンパス参加者像
9月26日 15:30～17:00	こども文化学科15周年を振り返って：理念・経緯と今後の展望

看護学部 FD研修会

日時	主なテーマ
4月3日 16:00～18:00	現状分析 Workshop：SWOT分析（BSC）
6月11日～7月23日 14:40～16:10	公開授業① 『算数概論』第9回～第14回 参加教員数7名
6月14日～7月19日 13:00～14:30	公開授業② 『算数科教育法』第9回～第14回 参加教員数18名

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

教員の資質・能力向上への取組みとして、平成28（2016）年度から実施している教員

活動状況評価を継続し、その内容については時流に合うように検討していく。

また、FD・SD 研修会をより活性化させ両学部混成の研修会を増やせるように検討し、実施内容が具体的に教員の資質の向上に寄与しているかの検証を行い、教員の資質向上に繋がる内容となるよう改善していく。

### 4-3 職員の研修

#### 《4-3 の視点》

#### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

##### (1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている」

##### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-①SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

SD 研修については、月 1 回(原則毎月第 4 木曜日)の職員会議を活用している。今年度は前年度に実施した全学生を対象とした面談のまとめを中心に検討している。職員を 2 つのグループに分け、面談で得られた内容から、課題の把握、解決策を検討し、職員会議において提案するというを行っている。さらに、職務の専門性を高めるため外部機関で開催されるセミナーや研修会に出席し、職員会議で報告している。また、それぞれが担当となっている学内委員会で審議されていることを報告し、情報の共有を図っている。

大学事務局の研修会「職員会議」

日時	主なテーマ
5 月 17 日 15:00～16:00	今後の職員会議の進め方について
6 月 28 日 15:00～16:00	全学生面談について（提案および報告①）
7 月 26 日 15:00～16:00	全学生面談について（提案および報告②）
8 月 22 日 15:00～16:00	一斉メール配信システムについて
9 月 27 日 15:00～16:00	一斉メール配信システムについて 全学生面談について（提案および報告③）
10 月 25 日 15:00～16:00	全学生面談について（まとめ）
11 月 22 日 15:00～16:00	各グループワークからの報告と意見交換
1 月 24 日 15:00～16:00	各グループワークからの報告と意見交換
2 月 28 日 15:00～16:00	各グループワークからの報告と意見交換
3 月 28 日 15:00～16:00	各グループワークからの報告と意見交換及び年度総括

##### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の実情に適した、職員の意識と資質の向上のための SD 研修を充実させたい。さら

に事務職員一人ひとりが大学運営に参画しているという意識を持つことの重要性を再認識させたい。また、職員が同様の業務を長期に亘り担当することが必ずしも大学の運営上好ましいことではない。そのため職員の配置については、可能な限り（5年程度を目安に）見直すことにより適正なキャリアパスを構成し、より一層職務に励むことができる環境を整備する。

#### 4-4 研究支援

##### 《4-4の視点》

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

###### (1) 4-4の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている」

###### (2) 4-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 4-4-①研究環境の整備と適切な運営・管理

研究環境の整備としては、講師以上の教員に対しては、質の高い研究を進められるように個室の研究室を用意している。また、全ての専任教員には、教員個人がそれぞれの研究を進めるために、個人研究費として毎年度予算を計上している。それらの運営については教員に主体性を持たせてはいるが、管理については大学事務局及び法人事務局が連動しながら適宜確認している。

また、研究を進める上で、資料や情報の検索は不可欠であるため、その充実を随時図っている。図書館のホームページからは、資料検索・情報検索が可能な学内外のリンク先が整備されており、教員及び学生が欲しい情報をすばやく探し出せるようにしている。

なお、特に最新の医学のジャーナル誌や論文などを必要とする看護学部教員及び学生については、連携協定先である聖マリアンナ医科大学図書館の利用を可能としている。

さらには、今年度、図書館及び大学5階 A3505（情報処理演習室）のPCに統計解析ソフトウェアのJMPを導入し、教員はもとより学生にも活用させるために授業でも使用している。

###### 4-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理は、研究者やそれを目指す者であれば備わっていなければならないが、組織としても対応が必要である。そのため本学では、文部科学省が示している「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に則り、「公的研究費不正使用防止計画」の他に「公的研究費の管理・監査に関する規程」、「公的研究費の使用に関する行動規範」及び「研究データの保存等に関する内規」を定め、厳正な運用を行っている。

今年度も外部講師を招き全教職員対象に研究倫理に関する研修会を開催している。さらには、平成27(2015)年度から全教職員対象(受講率95%)に日本学術振興会「研究倫理eラーニングコース」等の受講を促し、平成30(2018)年度からは研究者である教員のみならず、その研究を支える職員(受講率37%)にも受講を奨励し、研究に対する倫理観の

醸成に努めている。

#### 4-4-③研究活動への資源の配分

研究活動を支える資源としては、まず個人研究費が挙げられるが、学園の厳しい財政状況の中で、その予算額は十分とは言えないものの減額にはならないように努めている。

また、本学では教員へ科学研究費助成事業をはじめとする公的研究費の他に民間助成金の獲得を促すことや、科学研究費助成事業に関する研修会や研究倫理に関する研修会を開催するなど努力はし、同事業等への申請数・採択数を増やすべく努力を続けている。その結果、下表のとおり、科学研究費助成事業への申請数は増えてきているため、この取組を継続するとともに、申請した事業が採択されるよう啓発活動を推進していく。

#### 【科学研究費助成事業採択件数（単位：件）】

年度	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度	2014年度
申請件数	9	6	8	8	3
採択件数	2	2	2	4	1
採択率	22%	33%	25%	50%	33%

#### (3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

本学の学部構成からして、研究機器を多く揃えるラボや Research Assistant 等の人的支援を充実させるよりは、図書や学術雑誌などの蔵書の増加が重要であるため、後者に重点をおいている。

今後、図書や学術雑誌は電子ジャーナル化が加速していくため、それらへの対応も進めていく。

#### 【基準4の自己評価】

本学の教学マネジメントは、教育及び研究の推進を図るために教職共同による大学運営協議会を中心に組織運営されており、その議長である学長のリーダーシップを発揮できる環境が十分に整えられている。また、小規模大学である本学は、教員と職員との連携により機動力に優れていることを活かすことにより、さらなる大学運営の効率化を図りたい。

それらを支えるための教職員には、FD 及び SD を推し進めることにより資質・能力向上へ繋げるため、学内外の研修会に参加を促している。

以上のとおり、「基準4」におけるすべての「基準項目」について、自己点検・評価を行った結果、「基準4」を満たしている。



## 基準 5. 経営・管理と財務

### 5-1 経営の規律と誠実性

#### 《5-1 の視点》

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

#### 5-2-② 使命・目的の実現への継続的努力

#### 5-2-③ 環境保全、人権、安全への配慮

##### (1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている」

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者は学校法人東京純心女子学園（以下、「本学園」という。）であり、カトリック修道会「純心聖母会」が母体となっている。本学園は東京純心大学、東京純心女子中学・高等学校の管理運営にあたり、「学校法人東京純心女子学園寄附行為」及び「同施行細則」、それに基づき定められた諸規程に基づき、経営の規律と誠実性を維持し、倫理性、公共性の高い教育機関として運営している。

また、学園の経営の規律と誠実性の維持のため、「学校法人東京純心女子学園コンプライアンス規程」を整備し、同規程第 3 条に行動指針を定め、役員はもとより教員及び職員に対して遵守するよう指導している。

#### 5-2-② 使命・目的の実現への継続的努力

寄附行為第 3 条に「キリスト教の精神に基づき人格教育を施し、以って有為の人材を育成するため教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」とその目的を明確に表明している。

本学の使命・目的を実現するために、自己点検・評価を行うことを学則に明記し、教職員が常に学則にしたがって行動するよう努力している。

1. 現代文化学部は、個性豊かな現代文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献し得る人間の育成を目的とする。
2. 看護学部看護学科は、生命を持つものはかけがえのない存在であると認識し、他者を思いやる心をもつ看護専門職として社会に貢献でき、生涯を通して自己の可能性に挑戦し続けられる人材の育成を目的とする。

#### 5-2-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学は、東京都立滝山自然公園・滝山城跡に隣接し、自然の樹木等に囲まれ、昆虫等も多く生息している。また、校地が傾斜地となっているためその環境の保全に困難な点も多いが定期的な維持管理業務を害虫駆除業者に委託し、環境の保全に努めている。

また、創立者のシスター江角ヤスは学園創立以来たくさんの植物を植えるよう指示し、「あなたたちは将来、大事な自分の子供の教育にあたるのだから、植物をとおして『育てる』ということの意味を教えてくださいなさい」との言葉を遺している。このため、現



在でも 50 種類以上の桜をはじめとする四季折々の植物が存在し、学生をはじめとして来校者の心を癒している。それらの維持には、学園内の教職員をあげて環境の維持に努めている。

人権への配慮については、「学校法人東京純心女子学園コンプライアンス規程」を基軸に大学においては「東京純心大学ハラスメント防止等に関するガイドライン」及び「東京純心大学ハラスメントの防止・対策に関する規則」を定め、人権侵害や学内外でハラスメント行為の防止と救済に努めている。

安全管理については各種法令を遵守し、学園全体の安全・衛生を管理するために「学校法人東京純心女子学園消防計画」及び「学校法人東京純心女子学園衛生委員会規程（衛生委員会）」を定めている。

防災計画では、防火・防災管理について必要事項を定め、火災を予防するとともに火災、地震、その他災害等による人命の安全及び被害の軽減を目的としている。そのために防火管理者及び防災管理者に有資格者の職員を指名し、管理消防計画作成届出書、自衛消防組織届出書を作成し、所管消防署に届け出ている。また、防災備品保管場所、発電機運転方法及び非常食の確認など非常時に備えて対応訓練を実施している。

また、近年の労働基準に関する法制度は目まぐるしく変化しており、本学園としてもそれらに迅速に対応するために、衛生委員会の委員長を法人事務局長にするなどの衛生委員会規程を改正した。また、本委員会は学園全体の教職員の健康面から施設の安全性の管理まで幅広く情報収集し、各種法令と照らし合わせ学内における事故等を未然に防ぐよう努めている。

### (3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学園では、経営の規律と誠実性については関係各規程により担保されている。コンプライアンスの遵守とは学園内のみではなく学園外においても本学園の役員及び教職員であることの自覚を求めている。

## 5-2 理事会の機能

### 〈5-2 の視点〉

#### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### (1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている」

##### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性
--------------------------------------

寄附行為では、理事会は「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」とあり、理事の職務の執行を監督することとなっている。

理事会は原則として年 3 回招集、同時に評議員会も開催し、法人全体の使命・目的の達成に向けて、運営方針及び事業計画等の重要事項に関して審議し決定している。なお、本学園は、学校法人東京純心女子学園寄附行為施行細則第 5 条に基づき常勤理事（理事長、学長、校長）による常任理事会を設置しており、原則として理事会開催月を除き月

1 回開催としている。この常任理事会は、法人全体の日常業務について決定しており、また常任理事会で審議・決定された事項については、理事会に報告することになっている。

また、学長は理事会から東京純心大学の管理・運営に関する業務のうち、理事会の決定事項を除く教育・研究に関する業務を委任されており、理事会の業務を総理する理事長と学長の権限と責任を明確に区分している。

### (3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学園の理事会・評議委員会は、機能的に組織されており、また常任理事会を月 1 回開催しているため、迅速な対応も可能としている等、使命・目的の達成に向けての意思決定できる体制は十分に整備されている。

## 5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

### 〈5-3 の視点〉

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

##### (1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている」

##### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-3-①法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人の経営・管理面に関しては、理事長が総理している。理事長は、理事会及び常任理事会の議長をし、学園、大学、中高の諸問題について審議し、方針を決定している。

また、教学面については、学長及び校長に委任しているが、両役職者は理事として参画しており、あくまで理事会の意思決定に従い教学面での責任を果たしている。

大学の管理・運営に関する業務は、各委員会等からの提案や報告に応じて、大学運営協議会の議を経て、教育・研究に関する事項であれば教授会に意見を聴くなどした上で、学長が大学としての意思を決定している。

なお、学長が議長を務める大学の意思決定機関である大学運営協議会の構成員には各学内委員長の他、学部長、学科長、事務局長も含まれているため、大学内の各部門からの自由闊達な意見交換をするなど、小規模大学の特性を活かして円滑な意思決定が行われている。

さらに、学部には学部会、学科には学科会、研究センターには運営委員会が設置されているため、常に大学全体の動きを伝達しながら、学部、学科及び研究センターの運営を進めている。

#### 5-3-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

理事会構成員である学長が議長となり大学運営協議会を総括しており、理事会（常任含む）の審議内容等を報告している。また、同協議会の委員の大学事務局長は法人事務局長も兼ね、法人財務課長の陪席も認めており、常に大学の状況を法人側へ伝え、必要

に応じて意見を求めるなど相互チェックをしている。

監事の選任については、寄附行為第7条により、「監事は、この法人の理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」となっており、適切に選考されている。監事の職務は、寄附行為の第14条に規定され、(1)業務の監査、(2)財産の状況の監査(3)毎会計年度、監査報告書を作成し理事会及び評議員会に提出することなどが明記されている。

専任した2人の監事は、監査法人及び内部監査担当者と情報交換等しながら監査をし、理事会及び評議員会に出席し、特に5月の理事会では業務の適正性及び財産の状況について意見を述べている。

評議員会については、寄附行為の第17条から第23条に規定されているとおり、適切に運営されている。第19条に諮問事項が次のとおり列挙されており、あらかじめ評議員会の意見を聞かねばならないことになっており、これらの事項については、理事会に先立ち、評議員会を開催し意見を聞いた上で、理事会で決定している。

- (1) 予算・借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の重要な不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄付金に関する事項

その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

### (3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

大学の適正な運営には、管理部門と教学部門の連携が不可欠である。常任理事会や大学運営協議会のもとより、学内委員会の機能の活性化は重要である。各委員会の運営は適正ではあるが、より密度の濃い議論をした上で、それらの上部委員会へ提案し、大学が活性化されるように努める。一方、監事・監査法人・内部監査担当者の協力をより密にし、学園・各学校のリスク管理を図り、法令遵守・倫理的行動を全教職員に対して啓発する。

## 5-4 財務基盤と収支

### 《5-4の視点》

#### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

##### (1) 5-4の自己判定

「基準項目5-4を満たしている」

##### (2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
----------------------------

日本は、諸外国に比べても急速な少子高齢化が進んでおり、特に少子化の高等教育機

関への影響は大きく、当然本学園も例外ではない。

大学は中長期計画「純心の未来」を策定してはいたが、事業規模や内容において、現実の大学運営との乖離が生じていたことから、学長のリーダーシップにより、昨年度一部修正を加えるなど実現可能な計画としている。

学園としては、常任理事会及び理事会を中心に 2019 年度を元年とする 5 カ年のアクションプランを策定し、組織運営の効率化、財政基盤の健全化及び評価活動・情報公開のさらなる充実を図るための予算編成をする。

#### 5-4-②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

財務の源泉は、帰属収入の 6 割以上を占めている学生生徒等納付金が主であるため、18 歳人口の減少等により厳しい状況にあるが、大学及び中学校・高等学校で入学定員を確保する目標を事業計画に定めて、安定した入学者数を確保するよう努めている。

事業収支差額を見ると、最近 5 年間でみると、平成 26 (2014) 年度以降は収支差額が連続してマイナスになっている。主な要因としては、平成 26 (2014) 年度以降は看護学部看護学科の開設に伴う経費が影響しているためである。看護学部単独では、2019 年度に収支差額がプラスに転じる見込みであるが、現代文化学部並びに東京純心女子中学校・高等学校は依然として厳しい状態が続いている。

なお、事業活動収支差額においては、支出超過が継続しているが、一定の現預金や流動性のある有価証券を確保しており、直ちに危機に陥ることはないが、特定資産の有効活用等も検討しながら収支のバランスの確保に努めていく。

#### 【東京純心女子学園事業活動収支差額】

(単位：千円)

年度	2018 年度	2017 年度	2016 年度	2015 年度	2014 年度
事業活動収入	1, 226, 679	1, 213, 830	1, 200, 573	1, 286, 125	1, 185, 512
事業活動支出	1, 539, 950	1, 561, 478	1, 565, 435	1, 637, 825	1, 380, 827
収支差額	▲313, 271	▲347, 648	▲364, 862	▲351, 700	▲195, 315

#### (3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

本学園の財務基盤は、近年、収支がマイナスで推移しているため、それを少しでも解消すべく人件費の見直しや 2019 年度予算より予算編成方針に関係各部署へのシーリングを設けるなどして、全教職員へ経費節減を促している。

また、本学園の収入構造は、学生生徒からの学納金及び各種補助金が 8 割を占めている。特に学納金への依存率が高いため学生生徒数の増減は経営状況に直結するといっても過言ではない。近年、大学及び中・高等学校の学生生徒数が伸び悩んでおり、厳しい状況である。

学園の財務基盤の安定は、教育機関として十分な役割を果たす上で欠かせないため、学園全体を挙げて注力していく。財務基盤の健全化にフォーカスすれば、3 年後に (教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額) 黒字化し、5 年後に教育活動収支差額の黒字化及び人件費率の 60%以下を目標とした学園全体のアクションプランを 2018 年度中に策定し、理事長・学長・校長を中心に進行管理を図りながら財務体質の健

全化を推進していく。

## 5-5 会計

### 《5-5の視点》

#### 5-5-① 会計処理の適正な実施

#### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

##### (1) 5-5の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている」

##### (2) 5-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 5-5-①会計処理の適正な実施

本学園では、「学校法人会計基準」に基づき、「学校法人東京純心女子学園経理規程」、「学校法人東京純心女子学園物品購入規程」及び「東京純心女子学園固定資産及び物品管理規程」等の諸規程を整備し、法人事務局財務課において適切に会計処理を行っている。会計処理上の疑義や判断が困難なものについては、その都度私立学校共済・振興事業団の担当窓口や公認会計士に相談の上対応している。また、租税についても所轄の税務署の指導を受けながら、適切な会計処理に努めている。

###### 5-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく監査法人による会計監査及び私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監事による監査を行っている。

監査法人による会計監査は、あらかじめ定められた監査計画に基づき実施しており、元帳及び帳票並びに計算書類等の照合、棚卸立会、担当者との業務手続の確認等が行われる。また、理事長及び監事との面談による意見交換も行い、不正や過失の防止と発見やより高度な監査を可能とする十分な監査時間の確保に努めている。

監事による監査は、「学校法人東京純心女子学園監事監査規程」に基づき、教育研究機能の向上や財政の基盤確立等に寄与するため、学園の業務の執行状況及び財政状況の適正化について監査を行っている。また、監事は理事会及び評議員会に出席し、法人業務の運営が適正に行われているか監査している。さらに、監査法人と緊密な連携を保ち、定期的な意見交換を行った上で会計年度ごとに監査報告書を作成し、監査の結果及びその内容について理事会に報告している。

内部監査体制としては、「学校法人東京純心女子学園内部監査規程」を定め、職員を監査担当者として指名している。内部監査担当者は職員として学園の諸活動に精通した視点から、学園全体の効率的運営及び財務資料等を監査し、不正・過失・冗費等の防止・発見を目的に定期的な監査を実施し、会計処理の適正化に努めている。

##### (3) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

本学は、現状においても会計処理の適正な実施及び会計監査の体制整備と厳正な実施を確保しているが、今後も学校法人会計基準、本学園の経理関係規程等に沿って、適切に会計処理を進めていく。会計監査において、改善事項等は指摘されていないが、会計

監査人が不正等を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・改善事項を指摘した場合の学校側の対応体制の確立を図っていく。

また、会計処理上の疑問や判断が難しいものについては、日本私立学校振興・共済事業団や公認会計士にその都度質問や相談し、今後も適正な経理事務の継続及び改善に努める。さらには、会計事務担当者を各種業務研修会に積極的に参加させ、会計業務運営の円滑化を図っていく。

### **【基準5の自己評価】**

学長は、理事長から教育・研究面に関する業務を委託されている。一方で大学を運営する上で、財務状況については非常に重要であるため、学長は常に経営面の責任者である理事長と連携している。

本学園の財務状況は、収支のバランスが不均衡となっている。学校法人制度の基本理念である自主性と公共性、安定性と継続性を守る上で、財務の役割は重要であるため、理事会としては人件費の削減や2019年度を改革元年とするアクションプランの策定をするなどの対応策を打ち出している。

以上のとおり、「基準5」におけるすべての「基準項目」について、自己点検・評価を行った結果、「基準5」を満たしている。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1 内部質保証の組織体制

#### 《6-1 の視点》

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている」

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

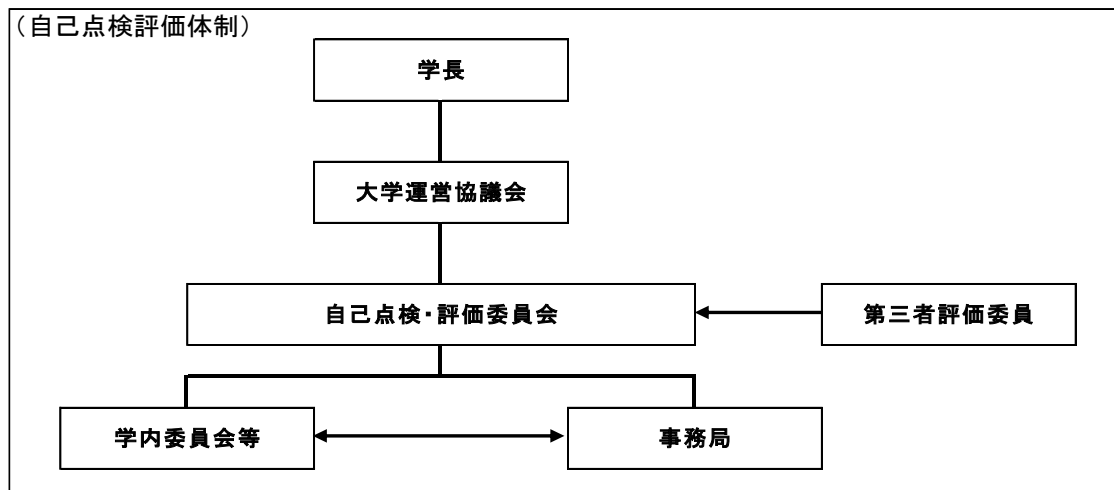
#### 6-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、学則第 8 条に基づき設置している大学運営協議会において、教育理念の具現化、教育研究の将来構想、大学運営に関する重要事項等を審議するため、その構成員を学内委員会の長とし、運営状況等を報告することになっているなど十分な組織体制が整備されている。また、学則第 3 条に自己点検・評価を、学則第 11 条に学内委員会を規定し、それに基づき、自己点検・評価委員会を設置している。

自己点検・評価委員会は、「本学の教育研究水準の向上を図り、教育目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動にかかわる自己点検・評価の実施体制を整え、その結果を大学の健全な発展に資することを目的とする」と同委員会規程第 2 条に規定している。その責任体制は明確になっており、学長が主宰し、大学運営協議会構成員の内から委員長を指名することとなっている。

また、同委員会は、学内各委員会等から自己点検・評価報告書案の提出を受け、その集約・編成作業を担い、全学的視点による体系的な点検・評価を加えて教育研究活動の状況を上部協議組織である大学運営協議会へ報告している。さらには、平成 30 (2018) 年度より、自己点検・評価報告書の質向上・保証及び客観性の確保を目的に外部委員からなる第三者評価を受け、自己点検・評価に対して公平公正な立場からの意見等を考慮して対応策を講じるなど、学内外から質保証を担保できるように体制を整備し、機能性を有している。

なお、下図のとおり自己点検評価は、自己点検・評価委員会を中心に大学運営協議会及び教授会においても審議され、さらには第三者評価委員による外部評価も取入れているなど、内部質保証のための組織の整備、責任体制が確立されている。



### (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 28(2016)年度における日本高等教育評価機構大学機関別認証評価の受審後も自己点検・評価を3年に1度実施しすることとしているが、私学を取り巻く環境の変化に柔軟な対応すべく、また、大学の内部質保証を高めるため毎年実施し、第三者評価も取入れるなど着実に大学改革を進めている。それを踏まえ、2023年度に同機構第Ⅲ期大学機関別認証評価を受審する予定である。

## 6-2 内部質保証のための自己点検・評価

### 《6-2 の視点》

#### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

#### 6-2-② IR(Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

##### (1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている」

##### (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は、平成 28（2016）年度に日本高等教育評価機構による認証評価を受審し、同機構が定める大学評価基準に適合していると認定を受けている。

また、適合認定を契機に、さらに不断の検証をするために日本高等教育評価機構評価基準に準拠した自己点検・評価を自主的に毎年度実施し PDCA サイクルを回している。それら自己点検評価・報告書は、大学運営協議会・教授会・理事会の審議を経て学内外へ広く周知を図るなど、大学運営の透明性を高めるように情報を共有している。

#### 6-2-②IR(Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学は、学校法人東京純心女子学園事務組織規程第 2 条に事務組織を定めており、それに基づき大学事務局に IR 推進室を設置している。

IR 推進室は、同規程第 7 条事務分掌に（1）大学運営に関する総合的な企画・立案等に必要データの収集・整理・分析に関すること（2）自己点検・評価及び大学認証評価等の報告書作成業務の支援に関すること（3）その他 IR 関連事務に関すること、と規定されている。

また IR 推進室は、専任職員や専門職員は不在なため他課との兼務職員 2 名で、大学執行部からの指示で、または独自に各種データの収集や整理をして分析している。主に入試状況や GPA 関係をまとめ各種委員会等に活用されている。

### (3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証は、学位の質（学力到達度）の重視、大学教育の質の向上を目的とする PDCA サイクルに支えられた自己点検・評価システムの構築、が主である。

本学は、自主的に毎年度自己点検・評価を実施するようになったことにより、PDCA サ



イクルも重要視しつつも、戦略的かつ機動性の高いOODA（ウーダ）ループの活用を念頭にIRを最大限活用し大学運営に活かしていく。

IR機能を十分に発揮するためにもIR推進室への専任もしくは専門職員を配置し、IR関係の研修会などへ参加させ知識を深めていく。また、学内情報を一極集中させ統一された資料の作成を進め、学内外の諸活動へ情報を提供したい。

### 6-3 内部質保証の機能性

#### 《6-3の視点》

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

##### (1) 6-3の自己判定

「基準項目6-3を満たしている」

##### (2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性
-----------------------------------------------------

本学は、大学の三つのポリシーを基礎にし、さらに、現代文化学部こども文化学科並びに看護学部看護学科には、それぞれの三つのポリシーを設けている。

教育の質改善・向上は、各学期終了時に「授業アンケート」を実施し学生からの評価を受けて、学部長・学長へ報告している。学部長は、それを受け学部内や領域別に確認させることにより、まずは各教員の自主性により改善を促し、必要に応じて教員に対して直接指導し改善を促している。

また、大学全体としては、自己点検・評価報告書の作成や設置計画履行状況等調査の結果についても確認し、本学の現状・状態も見極め、かつ私学を取り巻く環境の変化に敏感かつ柔軟に対応している。

さらに、両学部・学科、各委員会及び事務局は、毎年度事業計画に基づき活動する中で、計画の軌道修正や新たな目標設定などにより種々対応することになる。それには個々ではなく、必要に応じて複数の委員会や学部間での調整により機動性高く柔軟に全学的に対応するなど大学組織及び大学運営の活性化に努めている。

##### (3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証は、「教育の内部質保証」の他に、「大学の諸活動に内部質保証」を担保する必要がある。自己点検・評価や事業計画に対する報告書等により、毎年それらについて確認している。大学の諸活動は、中長期的な視点が重要なため中長期計画を再確認し、平成35（2023）年度に受審予定である第Ⅲ期大学機関別認証評価までに諸改革を着実に進めていく。

### **【基準6の自己評価】**

本学における自己点検・評価活動の適切性としては、教育研究活動の質の保証と改善を図り、諸改革を進めるために本学の使命・目的に即した自主的な自己点検・評価を恒常的に実施する体制を整備して、周期的に実施していることで満たしている。

また、自己点検・評価活動の誠実性は、現状把握のために必要なアンケート調査や各種資料を十分に収集・整理し分析・検討しており、そのエビデンスに基づいた自己点検・評価の結果を学内で共有し、ホームページ等を通じて社会にも公表していることで満たしている。さらに、自己点検・評価活動の有効性は、教育研究の改善と向上に結び付くとして、自己点検・評価の結果を活用するためのPDCAサイクルの仕組みが確立されていることで満たしている。

以上のとおり、「基準6」における全ての「基準項目」について、自己点検・評価を実施した結果、「基準6」を満たしている。

## 大学が独自に設定した基準による自己評価

### 基準 A. 大学の活動を支える特色あるセンター

#### A-1. キリスト教文化研究センター

##### A-1-①. 「教育の理念（純心のこころ）」を支えるカトリシズム研究の推進

###### (1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている」

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

キリスト教文化研究センターは、同センター規程第 2 条に「キリスト教ヒューマニズム」と「建学の精神」の研究とその普及の推進、および、これに関わる諸般の事業の運営を通して、本学内外のキリスト教文化に関する教育・研究の発展に資することを目的としている」と規定され、それらを具体化し事業運営を円滑に進めるため、運営委員会を中心に研究組織の体制を整備している。

今年度も様々な事業をつうじて教職員や地域社会に「建学の精神」を支えるカトリシズムについて発信している。

###### 〈シンポジウム〉

大学祭である聖母祭に併せ、同センター主任が座長（ファシリテーター）となりシンポジウム「劫火（ごうか）」を開催（10 月 28 日（日））した。そのシンポジウムには、外部からの研究者を招聘し、本学教職員及び来場者との活発な意見交換がなされた。

###### 〈コンサート〉

本学江角記念講堂には、パイプオルガンが附設されており、様々な催しに活用されている。本センター主催では、本学教員による「パイプオルガンレクチャーコンサート」を開催（9 月 29 日（土））した。

また、地域共創センターとの共催で「クリスマスチャリティオルガンコンサート 2018」を開催（12 月 15 日（土））し、会場ではチャリティ活動の一環として Junshin Christmas Market を同時開催している。そこでは募金活動もしており東日本大震災で被災したこども達の進学支援に役立てられる「公益財団法人みちのく未来基金」へ全額寄付をしている。

###### 〈出版物〉

本学は、カトリック大学としてキリスト教の文化を教職員、学生及び関係者へ広く伝えるキャンパスミニストリーの一助として、「純心のこころ」を、論文集として「カトリコス」を、また、本センターの年間活動記録として「Newsletter」を毎年刊行している。

###### (3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、宗教法人純心聖母会が母体にあり「建学の精神」や「教育理念」にキリストの教えを根幹としている。本センターは、それらを学内外へ周知するためにも多数の事業を計画している。

## A-2. 地域共創センター

### A-2-①. 地域のニーズに沿った貢献

#### (1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている」

#### (2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、八王子市と本学を設置している東京純心女子学園とで包括協定の締結、大学コンソーシアム八王子の加盟校になるなど、地域社会と密接に関わっている。

地域共創センターは、学則第 5 条第 1 項に基づき設置され、同センターの運営を円滑に進めるために地域共創センター運営委員会を組織している。

同センターの設置目的は、同センター規程第 2 条に「地域住民に対して生涯学習の機会の提供、施設の開放及び地方公共団体等に対して教職員を派遣し、地域社会との交流を深めること」と規定している。主な取組みとしては、地域社会へ本学の有形資産であるパイプオルガンを活用した講座や個性豊かつ専門性の高い専任教員による講義を設けるなど、より多くの地域住民等に対して生涯学習を促している。

また、2018（平成 30 年）年は、八王子市及び平和展実行委員会が主催する第 33 回平和展へ昨年度に続き全面的に協力し、そのポスター等のあらゆる広報媒体に協力校として明記されるなど密接な関係を築けている。

#### 【地域共創センター関係公開講座運営状況】

年度	2018 年度	2017 年度	2016 年度	2015 年度
公開講座数	13	16	18	20
受講者総数	489	416	330	129

#### (3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

地域共創センターでは、2019 年度についても公開講座を中心に地域貢献をさらに進めるために、八王子学園都市大学「いちょう塾」への講座提供数を増やすべく教員に対して情報提供していくことを決定した。なかでも、平成 29 年度に定めた地域共創センターテーマでもある「こころとからだをゆたかに」を継続してメインテーマに据え、サブタイトルを付して集中講座を開講することも決定するなど、新たな展開を試みている。

なお、八王子市との連携については、強化を図るため市側と積極的に協議するなどして、本学が対応可能な範囲で調整している。

### A-3. こども教育実践研究センター

#### A-3-①. こども文化学科の教育・研究の発展と推進

##### (1) A-3 の自己判定

「基準項目 A-3 は満たしている」

##### (2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

こども教育実践研究センターは、同センター規程第 2 条に「学生や教員のこども文化学に関する教育・実践・研究能力の育成及び向上を図り、本学の教育・研究の発展に資することを目的とする」と規定され、それらを具体化し事業運営を円滑に進めるため、運営委員会の体制を整備している。今年度は、同センター規程第 3 条第 1 項 1 号「学生の教育・保育実践能力、教育・保育研究能力の育成に関する事業」及び 2 号「教員の教育力、教育・保育実践能力、研究能力向上の向上に関する事業」に規定されている事業を中心に実施した。

##### 〈カナダ人小学校教員による特別講義〉

現役の小学校教諭であり、かつ幼稚園教諭の経験もあるカナダ人教員を招聘し、学科生を対象に特別講義を実施した。これは、日本とカナダとの教育制度、教育観及び教育実践等の違いや、教員を目指す学生は、英語を「子どもたちに教えるための教室の中での言語」から、「これからの教育について、世界の人たちと共に考え、交流するための言語」と認識を改めさせる貴重な体験をすることで日本の教育について多角的な視点を身につける一助となった。

##### 〈公開講座の実施〉

こども教育実践研究センターの公開講座として、以下の 2 つの講座を開講した。

- ① 「JUNSHIN Global Kids English」を地域の小学 4 から 6 年生を対象に、英語及び国際理解教育の学びの機会を提供することを目的に全 7 回で実施した。

本講座は、世界 120 カ国を繋ぐ最大の国際教育ネットワークである iEARN の日本センターである JEARN の Tokyo Youth Project 共催の講座である。そのため、学科生も参画させることで当該学生達に実践を通して英語及び国際理解教育の教育方法を学修させる機会とし、カリキュラムにある実習とは異なる経験をさせている。

さらに、教科横断型の学び及び英語習熟度の異なる児童への指導法など、小学校外国語及び外国語活動が抱える課題解決のための事例となる実践である。

- ② 「純心平和学—絵本・こども・平和」を社会の第一線で活躍され、本学客員教授でもある野上暁先生及び浜田桂子先生を招聘し、本学科の特質とミッションを体現する「純心平和学」を冠した「子ども文化論」、「絵本論」を地域に公開し、専門性を社会還元している。

##### 〈こども文化学科 15 周年記念講演会〉

こども文化学科は、設置してから 15 年目にあたるため、記念講演会「活躍する卒業生が語る～シンガポール・ドイツ・デンマークの教育～」を開催（10 月 5 日（金））した。ゲストスピーカーとして本学科 3 期生を招き、学生及び教職員等に対して講演をした。

### (3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

こども教育実践研究センターは、学科生に対する教育・実践・研究能力の向上を図る上で、重要な役割を担っている。特に今年度実施した「JUNSHIN Global Kids English」は、近隣の小学校教員からの関心も高いため、そのあり方を検討しさらに発展させ、地域のネットワーク構築の一助と考えている。

## **A-4. 看護教育実践研究センター**

### **A-4-①. 看護学生に関する教育・実践・研究能力の育成**

#### **(1) A-4 の自己判定**

「基準項目 A-4 は満たしている」

#### **(2) A-4-①の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

看護教育実践研究センターは、同センター規程第2条に「看護学生に関する教育・実践・研究能力の育成および向上を図り、本学の教育・研究の発展に資することを目的とする」と規定されている。それらを具体化し事業運営を円滑に進めている。

##### **〈臨地実習について〉**

本学は、学校法人聖マリアンナ医科大学と連携協定を締結しており、看護学部生の教育に関して高度な連携のもとで、医育機関である聖マリアンナ医科大学医学部附属病院を中心に臨地実習を実施している。臨地実習に際しては、本学教員と同大学の人的（臨床教員）及び物的資源を十分に活用させてもらうことにより、学生に高度な教育を提供している。臨地実習を実施する際には、同大学との実習運営部会で協議し本学のカリキュラム・ポリシーに沿った適切な内容で構築している。

さらに、臨地実習は、八王子市内の大学病院（東海大学医学部附属八王子病院、東京医科大学八王子医療センター）と近隣の病院、施設、訪問看護ステーションの施設で実施している。それぞれの病院及び施設等での実習は、担当教員を中心に実習環境の調整をしている。

##### **〈地域のネットワーク構築に関する事業の推進について〉**

地域のネットワーク構築の主な取組みとして、本学は南多摩医療圏を中心に活動している地域医療連携看護師会に入会し連携を強化している。同看護師会に入会している大学は本学のみになり、地域における特色ある活動となっている。

##### **〈地域住民の健康な生活（生きがい）づくりに関する事業の推進について〉**

本学の学則第2条目的に明記されている「地域社会の良き担い手として」を実践するために、八王子市高齢者活動コーディネートセンターと地域貢献ならびに学生の学習効果向上を目的に連携事業を実施している。同センターは、八王子市より委託を受け、高齢者の社会参加を支援するボランティア団体である。今年度は、大学祭である聖母祭にイベントでの共同参加や大学授業への参加等で幅広い連携をしている。これら世代間交流の機会を創出することで、高齢者の生きがい作りや学生の学びの場づくりとなっている。

#### **(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）**

看護教育実践研究センターは、地域との関わりをとおして学生の教育・実践・研究能力の育成及び向上を図っている。また、地域社会との連携を重要視しているため、大学の教育研究成果を適切に還元するための社会貢献に関する方針を見直し、社会貢献に関する取り組みを実施する。

### **【基準 A の自己評価】**

今年度も、各センターは、運営委員会を原則毎月開催し、また様々な事業活動を実施している。これらは、大学運営上においても地域社会においても貢献度は高く、とりわけ、こども及び看護教育実践研究センターは、当該学科生に能動的に物事に取組む力をつけさせる仕組みも一部に導入するなど学生の教育や実践能力の向上に寄与している。

以上のおおりに、「基準 A」における全ての「基準項目」について、自己点検・評価を実施した結果、「基準 A」を満たしている。





